

平成24年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年 3月 7日  
 本日の会議 平成24年 3月 8日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

14番 野中 健次 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 葉山 義文 君 参 事 浜野 洋子 君

説明のため出席した者

町 長 葉山 友昭 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 開 敏昭 君
総 務 部 長 畑口 直美 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田村 俊一 君	建 設 部 長 平野 光夫 君
水 道 局 長 豊竹 雄三 君	教 育 次 長 柿本 透 君
教 育 委 員 会 理 事 勝本 真二 君	政 策 推 進 室 長 松添 高明 君
総 務 課 長 鈴木 典秀 君	財 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 山本 学 君	税 務 課 長 宮崎 望 君
収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君	企 画 課 長 酒井 通博 君
地 域 政 策 課 長 中山 祐一 君	環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君
健 康 保 険 課 長 田島 弘明 君	介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君
福 祉 課 長 平田 清史 君	農 林 水 産 課 長 山下多喜男 君
管 理 課 長 吉村 了 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 馬木 信一 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	会 計 課 長 山本美智恵 君
監 査 事 務 局 長 村田 和則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村山 和聡 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時33分

平成24年第1回長与町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年 3月 8日（木）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順5、吉岡清彦議員の①町長の器ありやいなやについて、②危機管理体制の確立についての質問を同時に許します。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

おはようございます。

では、一般質問をさせていただきます。

私は2点、大きな項目でありますけれども、まず1点の町長の器ありやいなやについてでございます。

組織はその長あるいはリーダーの器の大きさによってその目的の達成感あるいは実現度が大きく変化してくるのではないかと考えております。特に、幸福感、満足感を与えるとともに未来に希望や夢を持たせる指導力があれば、器の大きいすばらしい長あるいはリーダーではないかと考えております。逆に、人の意見を手玉にとったり、あるいは都合が悪ければダチョウやドジョウのように頭を隠す、こういうやり方は長の器にあらず、人をもって鳥にしかざるべけんや、またこれをいかんともするなしという、そういうことになるんじゃないかと考えております。

では、長与町という大きなこの組織体ではどうか。それを住民のためにする行政があります。それをチェックし、あるいは提言、提案をしていくのが、また議会あるわけですけども、これよく車の両輪と言われているところでございます。

まず議会の方を見てみると、新議長のもとに新しい方向にやっていくという土台ができてきたんじゃないかと考えております。しかし、我々議会体としてが、またゆでガエル化しない、そういう心構えでやっていかなければならない、そういうことではないかと考えております。

片や葉山町政を見てみると、私なりに20年近くですね、後者に値する、属するんじゃないかと私は見ております。これからの長与町に希望や未来を感じないところであります。そこで、その器をもって今後どう町民のために、幸せのために取り組むつもりかをお尋ねしたいと考えております。

2点目、危機管理体制の確立についてでございます。この件については、職員を初め教職員も関係ありますので、教育委員会からの、町長より、また教育委員会からの方のまた答弁もお願いしたいと考えております。

アメリカの未来学者ハーマン・カーンという、亡くなられた方ですけども、著書ですね、世の中のいろんな変化、考えないことを案じて「考えないことを考える」という著書で訴えております。また、先人の教科書「易経」ですね、その繫辞下伝のところ、君子は安くして危うきを忘れず、そういう教えをまたしております。すなわち、いろんなことを考えておけというア

ドバイスではないかと思っております。長与町にしても、不幸なるちょっと事件が去年発生し、国家賠償法ちゅう、また、そこにまで事件が発生いたしました。これを教訓にして、今後どうあるべきか12月議会で一般質問をし、また補正予算の中で問うてまいったわけでございますけれども、いま一つ危機管理にかける真剣味が、この内容には感じておりました、もうそのときからですね。そこでまた再度、私なりに質問してまいりたいと思っております。

その中で(1)として、今後というのは12月からのことを含めて言うてわけですけれども、今後職員及び教職員において、このような事件が、特に人的なものでございます、このような事件が発生し、また国家賠償に基づく事案が発生するかどうかというのを思っているかどうかちゅうことですね。

(2)このような事件、小学校の事件がありましたけれども、そのような人的なものです、国家賠償に基づく賠償金が決定したとき対応する、12月議会でも保険に入ってるから安心だっということをおっしゃっておられましたけれども、加入保険で1人当たりの補償限度額は幾らなるのか、その金額をお尋ねいたします。

3番目は具体的に数字を上げてお聞きしますけれども、このような事件が発生し、国家賠償法に基づく賠償金が、仮にわかりやすく1人当たり1億100万に決定されたとします。そうした場合に加入保険で補てんされる、あと残り幾らとなるのか。それと、払うときの財源は何なのか、税金なのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

4番目として、その金額を税金で支払った場合、ひょっとしたら住民側から管理責任があるからこういうことで金額も発生したんだっということ、問うてくる場合もあると思います。よく企業なんかでも発生しております。そういうときにどういう対応をしようとしているのか、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

(5)こういう事件、事案が発生するのを未然に防ぐために、抑制するために、あるいは職員さん、教職員さんの皆さん方の気を引き締めていく観点からして、12月は保証人制度というのを言いましたけれども、身元保証人制度を活用し、それを更新していく必要が、私はあるんじゃないかって気がしておるわけでございます。こういうことに対してどういう、町長側あるいは教育委員会側が考えておるかを質問していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 (山口経正議員)

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

吉岡議員の質問に回答いたします。

町長のこの器がありやいなやという1点目でございますが、私は長与町が目指すべき将来の目標とその実現に必要な重点施策を掲げ、議会を初め、住民皆様の力強い御支援を賜り、今日まで町政を担当してまいりました。

また、町政の最大目的である町民皆様方の幸せな生活の実現を目指して、

職員とともに常に町民の目線と立場に立った町政の推進に努めてまいりました。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、今後これまでの成果と経験を生かし、さらにあらゆる機会をとらえ、住民の皆様との御意見、御指導を賜りながら時代の潮流を的確にとらえ、多くの課題に取り組み、そして住民皆様がいつまでも住み続けたい、いつかは帰りたいと夢の持てる将来像を創造し、住民の皆様とともに協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、②の危機管理体制についてということでございますが、総括して、私の方からお答えをいたします。あと、細部にわたっては、きょう教育委員長さんも御列席でございますので、それぞれ御指摘をいただきたいと思っております。

まず、(1)でございますが、今後このような事件が発生しないよう、より一層公務員倫理の確立と綱紀粛正を徹底し、職員及び教職員に対し折に触れ必要な指導を行うなど、不祥事の未然防止に向け最大限の努力をしてまいります。職員等の不祥事につきましては決して発生してはならないものと考えております。今後発生するかしらないかという将来的、先々のことにつきましては、回答ができればねることを御理解をいただきたいと思っております。

2点目の、加入保険の1人当たりの保障限度額についてであります。事故の内容によってさまざまでございます。町が現在加入をいたしております総合賠償補償保険制度では、今回のような人格権の侵害に対しましては、支払い限度額は1被患者につき100万円、1回の不当行為につき総額1,000万円でございます。

次に(3)でございますが、本町が加入をしている総合賠償補償保険では、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び町の業務執行上の過失に起因する事故について、町が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う制度で、賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、補償保険、公金総合保険で構成をされております。

内容によって、それぞれの補償額が違いますので、賠償金が1人1億100万円の場合、例えば身体賠償、つまり死亡あるいは身体障害が発生した場合、裁判で賠償額が1億100万円と決定をされれば、限度額が1人3億円でございますので、総合賠償補償保険で対応することが可能であります。したがって、残りの金額は出てこないと考えております。

4点目の、残金を税金で賠償した場合の対処についてであります。当然のことながら、12月議会をお願いをいたしましたように、そういう不祥事を起こした職員に対しては請求権を行使をしていくことになろうと考えます。

5点目につきましては、身元保証制度の更新も一つの手段ではなかろうかと思っておりますが、現在提出をされております身元保証人は家族、主に父親が保証人となっておりますのでございます。父親の年齢にもよりますが、どの程度まで更新できるのか、更新する際に保証人を立てることができなかった場合、免職等の措置がとられるのかという、難しいと言わざるを得ないのではないかと思います。

職員そのものが社会人として、また公務員としての自覚を持つことが重要であると思いますので、そのような指導を徹底をしていくことで対応したいと考えております。したがって、現段階では更新については考えておりません。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

1番目の長としての器、それはそれぞれのとらえ方がありますので、私なりにこれからの流れ等を考えたときに非常に不安であるなということで、問うておるわけでございます。それは町長は町長なりに今までやってきているのは私もわかっております。しかし、いつにも住民の幸せ、そういうのを求めていくという中で、本当に思っておるのかというのが、今回の私の問いでございます。それはそれでようございます。

2点目の方の危機管理、あるかいなやかについては回答できない、やっぱりこういうところが町長としての、難しいその答弁じゃないかと思っております。現にいかにかんどういうところでも、いろんな形で発生がしておるわけです。たまたま長与町では町長部局ではあったのか、以前はわかりませんけれども、私の知ってる範囲内ではないわけです。やっぱりそういうものをもって先々わからないことを思って、取り組んでいくのが町長の対応じゃないかと思うわけですが、回答できませんっていうのは、ちょっと私もなかなか納得しないわけでございますけれども、そういうのを含めながら進めたいと思います。

(2)でこういう長与で発生しました人的な事件ですね。これで確かに1人当たり100万、限度1,000万、12月議会ではこういう答えは出なかったわけですね。それはだから再度まあ出したわけですが、

そうしたときに、(3)番目で、1人当たり3億と言われました。だから、私もわかりやすいようにして数字を出したわけですが、3億だから1億100万の場合は残金なしだから支払いはありません、町の手出しはありませんという答弁だったと思うんですけれども、それで間違いはないですかね、ちょっと再度確認します。

議長 (山口経正議員)

鈴木総務課長。

総務課長 (鈴木典秀君)

先ほど町長の答弁にありましたように、本町が入っております町村会の賠償保険制度でいきますと、一番最高のランクのところにかかっておりまして、身体賠償の場合、答弁の中でも入れてます、身体賠償の場合は3億円ということになっております。限度は3億、1人3億円。ただ、この中で土砂災害に起因する事故に関しては1人当たり保険金額の3倍になるというふうな特約も入っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
 いいですかね。私がずっと12月から言ってるのは、そういう部類じゃなくして、この事例をこう言ってるんですね。このような事件が発生し、事案が発生し、先ほど(2)で限度額を聞きました、はっきりと。そしたら100万って言ったんじゃないかと思えますけど、それは間違いはないですかね、町長。

議長 (山口経正議員)  
 鈴木総務課長。

総務課長 (鈴木典秀君)  
 今言いましたように身体賠償、それからその中に死亡とか障害が残るとか、後遺障害がですね、残るとか、そういう場合等いろいろありまして、裁判で当然こちらの賠償額が決定されると思います。それに基づいて支払うということでございます。ただ、今言いましたように、この間の小学校の事件というのは、身体そのものには何も生じて……。精神的なものはあるかもしれませんが、ただ、そういうことで、人格権につきましては、今、町長の答弁にありましたように1人100万円が限度、それと1事項について1,000万円が限度ということでございます。

議長 (山口経正議員)  
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
 だから、そういう事例をずっと初めから、12月議会から言ってるんですよ、町長、わかってますかね。こういうときが、そら大きいのはわかっております。ここに私も資料があります。3億の30億とかね。それはもうそれでいいですよ。しかし、私が言ってるのはこういう部類が発生したときはどうですか(2)で聞いて、限度額が100万、町長、わかってますかね。1,000万が年間を通して限度って今言われたですね、町長。だから、そういう中で同じような部類が発生したときに、もし決定が、あるいは和解とかしたときに、こういう金額、わかりやすく出したわけです。あるいは5,100万でもいいですよ。わかりやすく1億100万ってこう出したわけです。そうしたときに限度額引く幾らになるんですか。そしたら、それをどういう形でお支払いするんですかって、税金ですかっていうのを3番目で聞いてるわけですね。わかりますか、町長。

議長 (山口経正議員)  
 鈴木総務課長。

総務課長 (鈴木典秀君)  
 裁判でそういうふうな賠償額が決定されればそうなるかと思えますけども、ただ人格権の侵害につきまして1億100万などということは、まずないんではなかろうかと思えます。死亡とかなんとかであれば、それぐらいまで出てくるかもしれませんが。ですから、仮にこの間のような事件で1億100万となった場合、あくまで人格権ということだけしか見なければ、御指摘のように100万が保険金で出ますけども1億という金額については町で

負担しなければならないかと思いますが、そのような、裁判した中ではそういう金額はまず出てこないんじゃないかと私は考えております。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

だから初めに言ったでしょう。考えないことを考えていくのが、やっぱり行政体のあり方じゃないですか。あるいは組織体、企業においては企業の社長を含めた経営者がどういう形でマイナスをしないようにしていくのか。行政体、行政体の形でやっていくのか。だから頭にそういうのをこう言ってるんですよ。1億はないとか5,000万がないとかね、そういう問題じゃないわけですね。あるいは5,000万、3,000万、あるかわからない。ただ、わかりやすく私は1億にしただけのことであって、仮にしただけのことであって、これで1,000万でもあるかもわからない。1,100万になるかもわからない、ですね。ただ、金額が1億って私が書いておるからひどくないないって言ってますけれども、5,000万、3,000万、これ死亡事故か何とか、人格権でも死亡事故があるかわからないんですよ。そういうことを私が初め、だから言ってるんですね。あんたたちはそしたら、行政体でおるから、今までなかったから考える必要がないってことで答弁してますけれども、考えないことを考えていってどういう対応をしていくべきかちゅうのは言ってるわけですね。それはちゃんとわかってるんですかね。だから、あとの1,000万でもいいんですよ、1,100万でもね。町長、それわかってるんですか。それはね、この事故はそうやったかわかんけど、同じような形でひょっとしたらまだ大きな事故が、事案が発生するかわからないって、そういうときにどうするかちゅうのを私が聞いているんですよ。ないとかなんとかなんとか言うのはおかしいんじゃないですか、そういうのはね。3億あるからは要りませんって、じゃあなぜ12月のこの前のあれで3億あるならば100%出なかったんですか。

議長 (山口経正議員)

鈴木総務課長。

総務課長 (鈴木典秀君)

先ほど議員さんが申しましたように、例えば1億100万という賠償額が決定されて、あれは人格権の侵害ということでうちの保険では100万が限度としております。ですから残り1億に、もしそうなった場合にはその1億に対しては、事件を起こした本人に12月議会でお願いますというように求償権を行使するというので、本人に弁済を求めるということを手続をするように、今のところはそういうふうなことで考えております。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

それはね、求償権何とか、それはわかります。しかし、それ以前、じゃあそれまでずっと払わずに待っとくわけですかね。町がやっぱり導入した形で

管理責任があるから、町に、国家賠償法ちゅう中でやっとなるわけでしょう、町長。国家賠償法という中でやるならば求償権とかなんとか、そういうのは後のことなんですよ。町がどういうこと、管理責任をとられてるから国家賠償、それできてるんじゃないですか。向こうさんがそら悪いかわからないけれども、そのもとはやっぱり管理者側にあるって、これ企業でも同じことじゃないですか、ね。やっぱりそれは町長がわかってないから12月議会でもね、町長はもうちょっと少しそういう、言葉遣いっていうのはやっぱりね、だから何もわかつたらんからって、わかってないから再度聞いてるんですよ。国家賠償法に基づいて払ったわけでしょう。だから求償権はそら発生するかわからんけども、じゃあそれを待ってから払うんじゃないかって、国家賠償法に基づいて管理者側に責任があるから支払いなさいっていうことになってきてるわけでしょうが。それは後のことでしょうが、その求償権とかなんとかいうのは。だから、どういう形でそういうのをやっていくかっていうのを町長がよくわかつとかながいかんわけですよ。

だから、この4番目に来るけども、住民が今度管理者側にそういう、管理責任を怠ったために税金を支払ったんじゃないですかって、そうするんならば、住民サイドから管理者、いうなら町長になるかわかりません、に請求が来るんじゃないですかって、それを考えることはあるんですかって、どう対応するんですかって、こういうのは町長の方が行政側にずっとおって、120%も僕より非常に知ってるべきじゃないと私は思うんですよ。だから、保険で3億円あるとか30億円あるとか、そういう問題じゃないと私は思うんですね。それよくわかって3億あるから1億100万の場合要りませんというの私はおかしいと思うんですよ、どうですか。

議長 (山口経正議員)

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

この回答の例えが、議員が言われるように、問題のこの提起の仕方が確かに今おっしゃるように、保険が3億あるから、それよりも議員が言われているのは3億をじゃあオーバーしたときはどうするのかということだろうと思います。この保険もさっき申し上げたように、人格権の侵害にかかわるものでありますとか、いろいろ種類がございまして、そういう取り扱いがなされておるわけです。その1人1億云々という質問でありましたので、その1億は3億円の範囲内でありますから、それは保険で対応できますという回答をしておるわけです。議員の気持ちは、それを、その保険金をオーバーした場合にじゃあどうすんのかということだろうと思います。それは、いずれにしましても、これは国家賠償法でそういう提起が出されると、これはもう大体裁判で決定をされるという形になってまいります。裁判の決定が幾らになるのか、それによってある程度のものは変わってくるというふうに考えておるわけがございしますが、その裁判の決定が3億をじゃあオーバーした場合にどうすんのかっていう、そのことが当然出てくるわけですけども、それはやはりそれだけ一義的には被害者に私どもが代行して支払いはいたしますけれ

ども、その次の段階ではこの求償権を行使をしていきたいと、いくつていうのがこの本来の建前でありますから、それはそういう形で、法的にはしていかなざるを得ないというふうに思っております。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

(2)番で限度額は100万って町長言ったんですよね。だから、人格権だから、このような人格権で金額大きかったから戸惑っとるかわかんけれども、あるいは1,100万でもいいんですよ。私の例えはわかりやすく大きくしたから、そういうぐあいに言ってるんでしょうけれども、だから同じような事件の、100万のこういう事例が発生して、1,100万とか3,100万とか2,100万とかわかりやすく私が書いただけのことなんですよ。

そうしたときに(4)番で、町が当然国家賠償法に基づく管理者の責任によって法に基づいて支払いをするわけですが、現にしたわけですから、ですね。そしたら今度は(4)で、監督管理責任を町長が問われて、住民サイドから今度は税金を使ったのはおかしいって、やっぱり税金はあくまでも予算に計上したいろんな部類に支払うのが予算であって、それをまた我々がここでチェックし、監視し、最後は決算に上がってくる、そういうのが予算の計上ではないかと思うわけですね。それをどういう町長はとらえ方をしとんのかというのが(4)になってくるわけですよ。そういう住民から受ける可能性もあるんですね。それをどう考えとるのか、どう対処するつもりなのか、そのところを(4)で聞いてるわけですが、まあちょっと関連がありますから、あちこち飛びますけども、再度問います。

議 長

(山口経正議員)

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

そのことは、もう12月議会でも私は詳しく御説明を申し上げたというふうに思っておるわけです。国家賠償法の賠償ということと、地方自治法の賠償ということとはちょっと違うんですよ。これは見ていただければおわかりだというふうに思いますけど、国家賠償法で賠償をしたものについては、当然ながら当事者に求償権を求めていくというのが法で言われておることなので、今、議員が足らん分は管理者が云々ということは、これは地方自治法第17条でそういうことが言われておるわけですが、何かの事案について町に損害を与えた、そういうものについて当該する職員に対して賠償を命ずることができるという規定になっていると思います。そういうことから、当然ながらこの国家賠償法でしたものについては求償権を求めていくということが本来の姿でございます。

そしてもう一つ、この自治法上でいいます何か事件、事故を起こして町に、公共団体に損害を与えたという、そういう場合につきましては、賠償額については監査委員と協議をしながら、この当該する職員に請求をしていくというのが、この法の建前だというふうに、私はそういうふうに理解をしております。

ます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

だからまあ町長はそういういろんな法律は詳しいからそれでいいんですけども、それは求償権を求めていくのはそれでいいですよ。それは当然です。しかし、それがどうなるかわからないわけです、はっきり言ってですね。だから、住民サイドから払った1,000万なら1,000万、2,000万なら2,000万払って、町の税金として払ったときに、それでいいのかどうかという住民サイドからの賠償、管理者に対してですね、管理者いえば町長、いまのところなと思います、にね、今度は住民サイドからそういう今度は訴えが出たときに、どう対処するのかということを知っているけども、ただ求償権をあれする、求償権をやっていく、ただそれだけしか答弁がないから、本当に自分がそれだけの管理監督の責任のもとでやってるのかというのが、私がずっと12月から不審に思ってきたというものが、そういうところにあるわけですけども。全部そういう形でいくつもりですかね。訴えられても求償権があるからという、まあそういうずっと答えてきてますけれども、再度聞きますけれども。

議 長 (山口経正議員)  
葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

国家賠償法で訴えられた場合には、もうそういう手法しか私は法的にないだろうというふうに思っております。そのほかのことでは、私なら私を訴えられたという場合には、それは私もよくわかりませんが、自費で裁判なりあるいは法定手続をとっていくという形になっていくだろうというふうに思いますんで、相対でどうしますこうしますという形にはなかなか得んだろうというふうに思います。

ただ、今回の事件でもう議員もこの心配からそういうしてきたというふうに思いますけど、求償権を行使をしても、その求償権がいつじゃあ換金するのかいう、その問題は次残ってくるというふうに思うわけです。しかし、それは求償権を我が方が持っていることは、債権を我が方が持つという形になるわけですから、それはずっとこの求償を求めていくという形に私は変わりはないというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

これは町長の考え方で、それだけ自分が責任持って対応していくという気概があれば私もわかるわけですけども、どうも町長にはそういう、自分が最高責任者としての取り組みをしたいという気持ちがなかなか伝わってきません。だから、最後の、この結局(5)でなるわけですけども、こういういろんな部類のね、発生しないために、12月議会では保証人制度を言いまし

たけども、町長の方から身元保証人制度ということで出ておりますので、それを私なりに再度研究しながら世に出したわけですが、いろんな形でいろんな教育あるいは指導、訓練、当然職員さん、教職員さんを初めそれはやっているとします。だから、それをよりならないためにどうするかというのがやっぱり最後の5番目じゃないかと思うわけです。

そこで、再度、確かに3年とか5年とか期限があります。しかし、よりこういうのを未然に防ぐためにはどうすべきかというのを考えたときに、訓練とか教育とかじゃなくして、やっぱりまた延長を、更新をお願いしていく、そしてより気持ちよい仕事、政策に取り組めるようにしたらどうですかというのが(5)番です。先ほどは考えてないって町長おっしゃいました。しかし、私なりに考えてみたならば、そういうのも必要じゃないかと思って、こうやって提言、提案をしとるわけですね。初めの答弁では考えてない、町長の答弁でございます。再度町長の方から、考えてないのか。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

要するに、生涯にわたってそういう身元の保証が確実に履行されるということは、これはもう私も議員の考えと同じです。そうあってほしいというふうに思いますけれども、今のこの制度の中で、この前も申し上げたように、3年とか5年とかの、そういう限定規定があるという、そのことを申し上げているわけでありまして、これはずっとそういう保証人なりなんなりがいただくとすることは、これはもう非常にありがたいこととございまして、でき得れば私もそういう方向を望むわけでありまして、今の法律の中でそういう形になっておるのではないかというふうに私は思って、申し上げたわけでありまして。

所管の方からそれがわかっておれば。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

更新が可能でしょうが、町長そういうのは知つとるわけでしょうが、もうベテランですから。だから、私が言ってるんですよ。もうこれで終わりじゃなくして、更新が可能であるから、職員さんたちと話をしながら、やっぱりそれに向かっておまえたちも協力してくれんかって。そしたら、お互いが信頼し合って事故のない方向に進めるんじゃないか。だから、それが町長の、要するにね、もう制度がこうなつとるけんって、それしか12月も言わなかったでしょうが。だから、こういう制度、更新制度もあるから、こういうのに向かって職員と一緒に取組みを考えてみたいというならば、町長の器があるって私が言うんですよ。もう制度がこうだから、3年だから5年だからって、そういうことで済まそうとするから、私はよくないんじゃないかちゅうことを、再度こういうところでね、こういう事件が発生しないためには、このもとが大事じゃないかって。そうすればこういういろんな国家賠

償法までいかなくて済むんじゃないですかって、それを言ってるんですよ。そこでもそもそって言わずにちょっと言うてください。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

御指摘はよくわかりました。そういうこの身元保証制度については、先ほども申し上げたように、ずっとそれが、例えば職員であれば、この役場に勤務する期間そういう保証制度が持続できるということが、これは管理上一番望ましいことだというふうに思いますので、ぜひそういう方向で取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、教職員の場合はどうなってるかですね……(発言する者あり)わかりません、はい。今申し上げたのは役場の職員のことを申し上げたんです。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

今、町長のその気持ちというのがやっぱり大事じゃないかって、私は思ってるわけです。そこで、教職員については管理者が教育委員会になっております、そうですね。そうしたときに、職員の方との町長のやりとりを聞いておったと思いますけれども、教職員の場合は五、六年で異動があります。そうしたときにどういう対応をこれから、教育委員会でこういうことについて考えておるのか、全然まあ今までどおりの指導とか教育とかですね、それだけでやっていこうとしてるのか、あるいは長与町におるときだけでも、そういう何かの方法でこういう制度がある、長与町はこういう方向で取り組みたいから協力してくれんかっていうのを、教育委員会で教職員に、来たときにそういうことを話して取り組もうとしておるのか、ちょっとそこのところをお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

黒田教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

教職員は給与は県から出ておりますけども、身分は長与町の場合は長与町の職員でございますから、長与町の職員が、先ほど町長が申したようなことに、もしなつたとしたときにはどうしたらいいかっていうことを、今、議員さんがおっしゃったようなことで考えていかんばいかんかなと思いますけれども、おっしゃるように何年かしたらまたよそに異動していくわけでございます。そういう中で、ここに来たときだけは、例えばもう50代の人であっても身元保証制度というのが、仮にそうなったときに、町と同じレベルであわせるとなったときに、そういうことをしたときに、現実的にもう自分が親も亡くなって一人いたときにはどうしたらいいもんかなというようなことを考えますけども、いずれにしましても、趣旨はよくわかっておりますので、絶対不祥事がないようにという趣旨ではやっていきますけれども、制度については少し時間をいただいて検討していかんばいかんかな。

と同時に、教育長、県の教育長会のスクラムミーティング等がございますので、これ広域的に異動していくわけがございますから、こういうふうな提案もやってみなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

確かに、何回も言いますように五、六年でやっぱり異動します。だから、あくまでもこの長与町のときだけの、町の教育委員会の中での管理体制をどうしていくか、そのためにはこういうのがあるじゃないかということ、私はこの5番目で取り組み方わざわざ教育委員長さんまで来ていただいて、そういうのを聞いていただいて、やっぱりどう再生するかちゅうのが、これからの大事なことじゃないかと思ってきょうは来ていただいたわけでございます、これですね。だから一番やっぱり最善なる方法でこのいろんな行政の推進が、あるいは教職員を含めた推進が受けるように、教育長も言ってます、子供さんたちが喜んで行きたい学校、学級ですね、を目指してるっていうことも言っておりますので、その一番大事なことじゃないかと思っております、子供さんのですね。

そのためにはじゃあ大学に、八段論法ちゅうのがありますよね、大学に八段論法ちゅうのが。やっぱりこういうことがないためにどうするかって、やっぱりそれが大事なシステムじゃないかって私は思うわけですね。そういうことから、これからの町の行政あるいは教育行政ですね、それがスムーズに、また気持ちよくいけるような観点から今回も質問したわけです。そういうところ、理解していただいたように思います。町長も何かぶつぶつぶつぶつ言いながら、答弁を起しとったですけども、そこがやっぱりこれから長与の住民の幸せを願う町長かなと思って私も心配しとるわけですけども、きょうの私の気持ちとしては述べたつもりでございますので、今後そういうのに向かってやっていけるかと思っております。

最後に、3月でひょっとしたら職員さんとして退職される方もおられるんじゃないかって、何回も私も聞いておりますけれども、私も長与に来て三十五、六年になりましたか。当初からその人たちに対して、いろんな角度から御指導、御協力いただいております。感謝しております。この席をかりまして厚くお礼申し上げたいと思っております。なお、今後新しい生き方で体を大事にして、また頑張っていたきたいと思っております。

町長においては、12月議会で4選に向かって出発することをまたやっておりますけれども、またこの場所で、6月議会で町民の幸せのためにこの場所で議論できるようなことを願っておりますので、頑張っていたきたいと思っております。じゃあこれで終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で10時40分まで休憩します。

(休憩 10時26分～10時40分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

通告順6、佐藤 昇議員の①長与町の諸課題についての質問を許します。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

長与町の諸課題について質問いたします。

葉山町長は3期12年にわたり、長与町の船長として町政のかじ取りに真摯に取り組んできたことと一定評価いたします。自身の公約あるいは継続して発生する行政課題についてクリアできた案件や何らかの理由でできなかったり、継続案件として積み残しの案件もあります。そういうことも含めて町長自身で考えられ、総括し、4月に行われる予定の町長選挙に4度目の挑戦をされるものと推察いたします。私も議員として3期目を務めさせていただき、本会議での一般質問や常任委員会の席などで発言をし、諸問題について議論をしてみました。前向きな質問、すぐにでも対応するような答弁をしながらなかなか進んでいない案件があります。

そこで質問いたします。1点目として、新しい図書館については町長の公約でもありますし、建設することで進められていることと理解はしております。義務教育施設の耐震補強や老朽化による長与小学校の建てかえなどでおくれていることも承知はしております。しかし、計画されてから相当の時間が過ぎていますが、建設場所やどのような図書館つくるかなど、具体的な中身が見えてきません。この件については、過去何度も質問をしましたが、現在の状況をお伺いいたします。

2点目として、土地開発基金については、去年の3月議会で取り上げましたが、条例改正が行われていません。本来の条例の目的に沿った運用がされているのか、甚だ疑問であります。この件については、監査委員からも指摘を受けています。限度額や処分条項の件、あるいは一般会計への買い戻しの件など、問題点は明らかであります。今後、土地開発基金についてどのような対応をするのか伺います。

3点目として使用料手数料については住民福祉受益者負担などと、減免の件などを議論し、問題関係へ向けて考え方は定まっていると理解しています。しかし、条例改正の動きは見られず、何のための議論だったのかと思うと残念であり、遺憾であります。町長在任期間中に責任を持って解決すべきものと考えますが、見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

佐藤議員の質問に回答をいたします。

長与町の諸課題についてでございますけれども、それぞれ細目をいただいておりますので、細目ごとに回答をいたしますが、まず(1)の新しい図書

館につきましては、私にかわりまして所管をしております教育委員会の方から回答をいたします。

(2)の土地開発基金についての御指摘であります、この件につきましては過去何度か御指摘をいただいているところであります。

町が公共的な事業を推進するために土地を取得する場合、一般会計などの歳出予算に計上して土地を取得するケースと、土地開発基金による先行取得や別の法人格を有する西彼中央土地開発公社に依頼して先行取得するケースがございます。町の予算による取得及び土地開発基金による取得は、いずれも町の資金による取得であるため、町有として登記されることになり、土地開発公社に依頼する場合は本質的に異なるものでございます。

一方、土地開発基金を活用して取得した土地は、町の名義であるとはいえ、先行取得という位置づけである以上、行政財産的な利活用を行う際には一般会計等による買い戻しが必要であることは御指摘のとおりであると考えております。そこで、土地開発基金で保有していた土地のうち、買い戻すべき状況にあると判断をしました土地につきましては、さきの12月定例議会で可決をいただいた平成23年度長与町一般会計補正予算(4号)で予算化をし、買い戻しを行ったところでございます。

この基金条例の改正に関する佐藤議員のこれまでの御意見は、第2条に規定する基金の額を実際の額に合わせる必要がないのかということと、基金の有効活用を図るため、処分条項を設ける必要があるのではないかとという2点に集約されるものではないかと思っております。

その趣旨につきましては、私も十分理解をしておるつもりでございます。改正の場合を想定をした条文の研究も指示をいたしております。本定例会においての条例改正案の提案には至っておりませんが、最終的な判断までいましばらく時間いただきたいと考えております。

次に、3点目の使用料手数料についての御指摘であります、この件につきましては数回にわたり議員の御指摘、御意見を拝聴し、私なりの考えを伝えてきたところでございます。町独自の判断で任意に設定できる種類の使用料手数料の実態について、その負担の程度が適当なものであるかどうかという、これまでの議論は私どもにとっても非常に有意義なものであったと考えております。結果的に無料となっているケースの見直しや金額の値上げなど、負担増をお願いしてもよいのではないかとという考え方もある一方、もともと利益を追求する民間とは違うので、少なくとも町民の皆様にはできるだけ少ない負担で利用していただいてもよいのではないかとという考え方もあり、その判断は難しく苦慮しているところでございます。

平成18年度には役場内部組織による現状分析や検討を行いました、そのときは当面改定は実施しない判断をいたしました。そのときの判断材料の一つは原油価格高騰による経済、家計に対する影響であったわけですが、その後のサブプライムローン問題を契機として、世界的な金融危機、デフレ経済問題、さらに昨年発生した東日本大震災、福島原発の問題と状況はまだまだ好転してきておらず、厳しい環境にあることは御理解をいただ

るものと思います。このような状況において、この場で改定の時期などをお示しすることはできませんが、今後日本全体が地域の経済状況などに留意し、すべての種類の料金を一様に改定することに屈せず、お願いできるものは順番に判断をしていかなければならないのではないかとというふうに考えておるところでございます。

議員のこの御指摘はもうよく理解をしておるつもりでございますので、今後十分そのお考えをいただきながら対応をしてみたいと考えています。

私の方からは以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

黒田教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

1点目の新しい図書館について回答いたします。

新しい図書館建設につきましては、これまでも多くの議員の皆さんから御質問をいただいているところでございますが、建設場所につきましては、これまで答弁しておりますように、現在地も視野に入れながら別地を含めて検討しているところでございます。

また、内容等につきましては、2月に開催しました長与町図書館協議会におきまして、基本的な方針の案を提示させていただきました。時間が少なくて一方的な説明だけでしたが、今後また協議会、委員の皆さんの意見を聞きながら、内容を検討した上で、これまでの答弁の中で申し上げておりました仮称検討委員会での協議に臨んでまいりたいと考えております。

そういうわけで、現段階では具体的なお話はできませんが、町当局とも協議しながら、町民の皆様の利用という視点を念頭に置き、検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

じゃあまず図書館の方から質問いたしますが、場所については現地か別地ということでありませうけれども、ではその別地というのはどこらあたりを想定というか検討されてるんですか。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

今、新しく考えておりますのは、生涯学習センターという形と図書館とを合築をした方がより効率的だっていう、そういう御指摘ももうるるいただいていたわけでありませうけれども、この生涯学習センター、この地区公民館につきましては、これはやっぱり今のこの現状の人の張りつきから考えても、今の現状の場所でやっぱり整理をしていくべきだっていうことでございます。

今、新しく榎の鼻の区画整理の組合施行の事業が、きのうも申し上げたように施工認可をいただくという形になったわけございまして、その中に区画整理事業のグレードを高めるということもあって、高めたいというその施

工者側の考えもありまして、ぜひ公共用地として土地を買うてくれんかという話が、ちょっと前からあっていただけでございます。そういうことで、まだ具体的なプランについては現状では、もう私どもの方から示すわけにいきませんけれども、ちょうど西高田線の街路が、その歩道橋がありますけれども、そののところにでてくるということで、この16メートル道路に接続するという形になります。そういうことから、今示していただいております場所が、すぐ、今、職員の駐車場に使っておりますけれども、その上付近になるということでございますので、できればそこに入れたいという考えで、今、これはもう押しつけではありません、これはもう教育委員会で十分御議論はしていただくにやなりませんけれども、それも別地という形で考えた場合はどうかということ、教育委員会の方に私どもの方からボールは投げてありますということでございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

よくわかりました。

それと別地で考えられますのは、無理かもしれませんが、やはりできれば便利なところがいいというのは皆さんもわかってると思うんですが、農協の選果場が伊木力に行かれて、結構広い範囲の土地がありまして、向こうさんのこともあるし、地権者が農協の人と一部、数名の地権者がいるとも聞いておりますが、できればああいうふうな交通の便利のいいところも、是非一度検討して。とにかくまあどうせ区画整理内の中につくるにしても、土地をやはり買わなければいけませんので、これ買うのであれば、農協の方も検討に値するんじゃないかなと思いますので、ぜひこれは検討していただきたいということで、答弁は結構でございます。

それで、2月に図書館協議会を開いたということで先ほど答弁がありましたが、前回質問したときに、建設に際しては図書館に関する町としての基本となる指針が不足しているということで、建設場所の決定に至っていない理由の一つであるという答弁が教育長及び町長からなされました。その基本方針なりをつくってその協議会に出したと先ほど答弁がありましたけれども、その指針の作成に当たっては、社会教育委員会や図書館協議会等から意見を聴取しながら進めて、固めていった方がよかろうという答弁が教育長からされてるんですね。社会教育委員とか図書館協議会からの聴取はされたんですか。

議 長 (山口経正議員)

黒田教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

以前、佐藤議員さんからも同様の質問をいただいて、前倒しでもできないか検討してまいりますという話を、答弁をしたと思いますが、きのうもちょっと回答いたしましたけどもおくれていると。したがって、4月から取り組むということで、今、社会教育委員さんとか図書館協議会のメンバーとかい

ろんな人選をして、大体案はできてるんですけども、4月から本格的に予算も承認していただければ進めていくという段階で、私たちの今たたき台をつくっているという、そういう段階でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

設立検討委員会とごっちゃになってるのかなという、今、気がしたんですが、私が今言ったのは、肝が余り固まってないから、そういうコンセプトのありようをちょっと固めていって、その場所なども決めていきたいという答弁だったんです。ですから、その基本方針というか、指針をつくるときに、内部でも考えるけれども社会教育委員とか図書館協議会に諮っていいものをつくっていきますと、こう答えられたわけですね。ですから、その聴取はされたんですかって私は聞いております。再度答弁お願いします。

教育長 (黒田義和君)

和泉生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

先ほども教育長の方から御答弁を申し上げましたけれども、図書館協議会の中であくまでも指針の案を提示をさせていただきました。その中で御意見を聞きながら、その方針を固めていくということでございます。

この前、2月に実施をいたしました図書館協議会におきましては、ちょっと時間の都合等もございまして、一方的な御説明だけということでもございましたけれども、再度3月に、今年度3回目の図書館協議会を開くようにいたしております。その中でも御意見を聞きながら案を固めていくという進め方を考えております。

社会教育委員会にはまだ提示をいたしておりません。これも3月の末には委員会を予定をしておりますので、その中でも提示をさせていただければというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それはそれでやっていっていかれるということですが、今度は設立検討委員会の件をお聞きしますけれども、昨年3月議会で質問したところ、23年度下半期ぐらいからでも始められるように早急に人選を進めたいという答弁でした。9月議会で再度質問すると、設置要綱を作成したり、構成メンバーの人選を行っているということでしたが、それから半年ぐらいたってるんですけども、昨日の同僚議員の質問でも、来年度、新年度早々に立ち上げたいということですので、それはそれでよろしいんですけども、人選に関してはもう終わったんですか。

議長 (山口経正議員)

黒田教育長。

教育長 (黒田義和君)

個々の人選は今からでございますが、こういうジャンルの方、こういうジャンルの方という、そういうことを今終わっているところでございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
ですから、じゃもうちょっと突っ込んでお聞きしますけれども、内部の職員と学識とかそういう、例えば図書館協議会の方とか、プラス公募をするのか。もうちょっと詳しく答弁お願いします。

議長 (山口経正議員)  
黒田教育長。

教育長 (黒田義和君)  
今、議員さんがおっしゃったとおり、公募も検討をしておるところでございます。ただ、これ進めていけば予算が通ってから広報活動をしてということだから少し時間がかかるんで、ここの時間をいかに短縮しながらも選べるかというところを、今、詰めているところでございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
なるべく早目に立ち上げていただきたいと思います。  
したら、その検討委員会が立ち上がった後のことをお伺いいたします。  
報道で御承知と思いますが、五島市では約12億8,000万で新図書館の建設が予定をされております。それに対して、市民が1万人余りの請願書を議会に提出しております。請願の趣旨は、建設には賛成だが、財政も厳しくて、離島でありますので人口も減少していくのに豪華過ぎると、建設費が高過ぎるとのことだそうです。これを受けて議会の一般質問でも10名がこの問題を質問している模様であります。この報道を受けて、本町在住の猪山先生が、昨日の長崎新聞の声の欄に、従来の図書館は読書提供の場であったが、これからの図書館は地域情報の提供や発信、地域活性化の学習、研修の拠点として機能する施設であると述べられています。私も離島だからこそ高機能の図書館が必要であると思います。  
なぜ、今から建設しようという時期に問題化したかということ、その図書館の担当課は外部員も入れて二、三年ぐらい、2年ぐらいですかね、検討をしてきたということですが、ほとんどが役所主体で進められて、議会には少しは報告はあったようではありますが、市民には全く情報公開がされず、いざつくろっていうときに市民が騒ぎ出したために、先月2月に慌てて住民説明会を開いたということらしいです。  
ですから、こういう例もありますので、やはり図書館検討委員会が立ち上がった後はですよ、場面場面で町の広報やホームページでの情報公開がやはり最低でも必要だなと感じているんですが、本町としてはどう考えているのか質問いたします。

議長 (山口経正議員)

黒田教育長。  
 (黒田義和君)

教育長 佐藤議員さんがおっしゃるとおりで、随所随所、どの段階でどの程度って  
 いう問題もあろうかと思えますけれども、それは同じように考えております。

議長 (山口経正議員)

13番 佐藤議員。  
 (佐藤 昇議員)

ぜひそのように対応していただきたいと思えます。

評判のよい図書館というのは、やっぱり最初取っかかりから完成までに必  
 ず専門の職員を配置して、その職員が一生懸命頑張って全体の中心になって  
 いい図書館をつくり上げているんですね。図書館と公民館あわせた、図書館  
 か生涯学習センターか、名称はわかりませんが、その2館をあわせるとどう  
 いう館になるのかによりますけど、やっぱり20億ぐらいの建設費になるの  
 かなと、大事業になるかと思っています。生涯学習課が人員不足というであ  
 れば、要するに12月議会でも申し上げましたが、条例改正をして、教育委  
 員会の定数をふやして、増員して、建設に向けて専門員っていう、専門官と  
 いいですか、を配置すべきじゃないかと思うんですが、この点はどうか考えら  
 れますか。

議長 (山口経正議員)

葉山町長。  
 (葉山友昭君)

町長 もう全く議員が言われるとおりでというふうに私も思います。極力そうい  
 う審議あるいは中の状況も公開をして、広くやっぱり知恵を出していただく  
 という、そういう手法をとった方がいいというように思えますけれども、こ  
 れは手続は教育委員会の方です仕事でございまして、私がとやかく申し  
 上げることはありませんけれども、そういう形をした方が、よりつくった後  
 の親しみというか、そういう点からもそれはもうそういう形にしてほしいな  
 という希望を持っております。

それから、専門職員の背景につきましては、どういう職員をというふう  
 にするのか、そういう具体的なまだ話は上がっておりません。ただ、それ  
 はもう条例改正は当然議会にお願いしてするわけですけども、まだ何せ土台  
 のところができ上がってないと、構想ができ上がってないと。ですから、そ  
 の構想をつかって、そしてつくり上げた中でやっぱり話を進めていきません  
 と、何もわからない白紙の状態です丸投げをしていくという形は、それはちょ  
 っと余りにも無責任だというふうに、私はそういう思いをいたしております  
 ので、やっぱり専門の、例えばそういう図書館に精通をされておられる方な  
 り、いろいろそういう方をぜひ今度、委員もというような先ほど答弁があっ  
 ておりますけれども、委員の中にもそういう方を配置をしてほしいというふ  
 うに思いますし、職員としてもそれをリードして、あるいはともに協議をし  
 ていくためには、同程度のやっぱり資質がないとなかなかうまく歯車がかみ  
 合っていないんじゃないかということをおもいますので、それはそういう方向

で努力をさせていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
本当はその構想段階から専門員なりが中心になってしていくのがよろしい  
と思いますので、それは町長部局と教育委員会でよく相談をされて、ぜひそ  
の専門員を配置していただきたいと、このように思います。

じゃあ次、移りますけれども、交付金事業で、住民生活に光をそそぐ交付  
金事業というのがありますけれども、この事業は今年の12月24日に閣議  
決定をされて、今、国会で審議中ですけれども、350億円が予算化され、  
ここがちょっと問題なんですけど、交付税で交付される予定であります。こ  
の事業は図書館関係にも使えます。新しい図書館の建設は、後年度になっ  
ても、この事業に乗かって、図書館と学校あるいはふれあいセンターとか  
南交流センターなどと図書の貸し出しとか返却、予約、検索などができるシ  
ステムをつくることができるんじゃないかと、こう思ってるんですけれども、  
取り組んでみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
和泉生涯学習課長。

生涯学習 (和泉嘉彦君)  
課 長 大変申しわけございませんけれども、その光をそそぐ交付金の来年度分と  
いいですか、それについてのちょっと知識がございません。大変勉強不足で  
申しわけございませんけれども、もしそういうふうな使えるようなものがあ  
れば、やはりネットワークというのは図書館もいいますか、そういうものを  
広げていくためにもぜひ必要だろうと思います。各施設とのネットワーク化  
等に使えるようであれば、前向きには検討していきたいというふうに思っ  
ております。

議 長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
いずれはネットワークは必要でありますので、前倒しでそっちを、建設は  
後になってもシステムはつくっておく必要があると思いますので、これが  
うまくはまるのであればぜひ検討していただきたい。ただ、私、心配するの  
は、交付税措置ということで、本当に入ってくつとかなということで心配す  
るんです。財政当局としてはどんな感じですかね。簡単に説明をお願いします。

議 長 (山口経正議員)  
古賀財務課長。

財務課長 (古賀 洋君)  
今、佐藤議員さんがお示しになりました住民生活に光をそそぐ交付金の件  
でございますが、これちょっと振り返りますと、平成22年度に国の補正予  
算で措置された住民生活に光をそそぐ交付金というのがございました。この

交付金は長与町に1,000万いただきまして、その分は図書購入費の財源として活用させていただきました。この考え方を踏襲した形で、平成23年度普通交付税を算定する際の基準財政需要額の一部として措置されております。で、今、議員さんがおっしゃったように24年度も同じような形、若干拡充するという事で国の予算には予定はされております。しかしながら、普通交付税の需要額の一部に算入するという事でございまして、普通交付税については御案内のとおり、使い道を制限されない一般財源でございますので、残念なことではございますが、以前いただいた交付金1,000万とは全く性質が異なった形となります。

ただ、先ほど生涯学習課長が答弁申し上げましたようなシステムの更新については、例えば必要な時期、必要な判断があれば一般財源を措置して対応することが可能であると考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

よくわかりました。

それでは、2点目の土地開発基金の方に移ります。この基金は22年度決算で土地と現金を合わせて4億7,589万2,000円となっております。昨年12月議会の補正で3件の買い戻しがありました。そのうち平木場の道路と西側埋立地の水路については、なぜこの基金で先行取得したのかという質問をしたところ、所管は答えられませんでした。平木場の道路は昭和55年に取得しておって30年ぐらいたっていますから、少しは情状の気持ちは私もあるんですが、西側埋立地の水路の方は平成19年に取得しているんです。ですから、この条例の趣旨に沿ってとっとなんか思っているんですが、こんなことでいいんですかね、町長。

議長 (山口経正議員)

葉山町長。

町長 (葉山友昭君)

今の議員の御指摘のそれは、ちょっと私もよく把握をしてないんで、所管の方でわかっておればお答えをさせたいと思いますけれども、余りにも期間が遅延をしていくということは、これもうやっぱりそういうものについては、取得をしたものについては、権利が発生するわけですから、速やかにやっぱりそういう権利の確立をしていく必要があるというふうに思います。それはそういうふうに思いますけれども、どこの場所をどうなのかということはこちらも。所管の方からお答えをさせます。

議長 (山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

先ほど議員さんから言われた、わからないと。経緯についてはわからないということをお前回言っております。当初、この土地に関しましては、地権者の関係で交換ということで協定を結んで土地自体を交換すると。その後、地

権者の方から平成19年、18年だったと思うんですけれども、購入をして  
くれろという話がありまして、平成19年の12月20日に購入したという  
状況でございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

わかったようなわからんような理由ですけれども、この件はよかとして、  
それでは、もう1件伺いますけれども、嬉里のですよ、19年取得の農林水  
産課所管の嬉里の三彩地区の畑及び道路1,244平米、取得価格が2,50  
1万9,000円ですか、の土地はどういう理由で取得し、今後どういう利  
活用をするのか、お伺いします。

議長 (山口経正議員)  
平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

この物件に関しましては、北部土地区画整理事業で、10メートルの高さ  
のブロック積みを施工しております。当時、建築確認では家が建つという状  
況でございまして、その後その建築確認法の改定等がありまして、今現在建  
物自体が立てられない状況と。地権者の方から、ブロック塀を今の基準に合  
わせた形で施工し直してくださいと要請がありました。ブロック塀を今の擁  
壁に変えた場合、約1億ぐらいの金額がかかるということで、その話及び地  
権者の方から、されるときにもしよければ買うてくれんだろうかという話  
がありまして、その1億と購入価格2,500万ですけれども、その差を比較  
したときに買うた方が得かなということで購入しました。

それと、先ほどの北部という言葉を行いましたけれども、東部区画整備事業  
でございます。済みません。以上です。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

よくわからないんですけれども、ですから、その土地は区画整理事業に入  
っとらんわけでしょう。隣接しとった土地なのに、それもその人が、地権者  
が入らんということで区画整理が進んだと私は聞いてるんですけれども、そ  
こを本人が承知しているのに何で町が買わんばいかんやったとですか。  
そこがどうのこうのとおっしゃいましたけれども。その辺がちょっと合点が  
いかんとですけど。

議長 (山口経正議員)  
平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

今、佐藤議員さんが言われた区域の問題、それを含めて前回当時の状況とい  
うのがわかりませんということで答弁したんですけれども、その下の構造物、  
先ほど言った10メートルのブロック積みに関しましては、東部区画整備事  
業の方で行っております。当然、家の部分が境界にありますので、家の地権

者にすれば、当然建物が建つという状況での協議をされていたのかなということで、前回その詳細についてはわかりませんという話をしたんですけれども、平成18年か19年のときに地権者の方が、その土地を利用して構造物をつくるという話になったときに、建築確認サイドの方からは10メートルのブロック塀では建ちませんという話がありまして、先ほど言ったそのブロックをかえる約1億、今現在の例えば大型ブロックにかえるか、そういう工事をするか、それとも、その土地を購入か、その2つの選択肢がありまして、ブロック塀をするよりも、改築するよりも、土地の購入をした方が安いという状況がございまして、購入したと。平成19年度の時点で購入という形になっております。

当時、当然道路敷に関して、道路に面してますので、道路敷ということで管理課で購入しております。その後、先ほど言った、構造物が建たないということで、ふれあい農園等で利用したいという考え方で、今現在農林水産課の所有という形にしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

何でね、町がその人が家ば建てるというときに、構造物を建てるというときに、擁壁の修理ばせなならんとか、というのが私はわからんわけですかいね。それよりも土地ば買うの方が安かけんっていう理屈はわかったんですが、何で町の責任なのかっていうところをちょっと簡単に説明してください。

議 長 (山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長 (平野光夫君)

今現在ブロック塀、通常ブロック積みで高さが10メートルある。土圧の関係で、今現在、建築確認法では建築不可能ですという条件になっております。そのブロック積みを施行したのは町でございまして。区画整理をしております。当然上の地権者の方に関しましては、当時のいきさつというのとはわかりませんが、当時は建築確認が、それを建てる状況であったと思います。その後、建築確認の法改正に伴いまして、今現在のブロックでは、高さも含めてですけども、当然建築が建たないという状況でございまして、ブロック塀をした町の方にもやっぱり責任があるのかなと。今の形に合ったブロック塀をやり変える金額が約1億と。その関係で当然ブロック塀のやり変えというのは町がすべきものかなと。当然そのブロック塀の土地に関しましては町有地でございまして、そういう状況でございまして。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

これくらいにしますけれども、今後の利活用についてはふれあい農園にしようかなということで、なっているみたいですね。今のところ草ぼうぼうで、年に2回ぐらい草払いをしておるとのことだろうと思いますが、こ

こをふれあい農園にするにしても、いろいろ駐車場のスペースなんかをとれば、大した農園にはならんわけですたいね。それに水も、地下水がちょこっと出るとは聞いてますけれども、水がなかわけですよ。ということは使えんじやなかかなと思うんです。ですからもう、コンクリなりアスファルトなりを張って、貸し駐車場ぐらいしかなかとかかなと思うんですけれども。特に結構ですけれども、ふれあい農園としては、私はだめじゃないかなというふうに指摘をしておきたいと思います。

改正の条例自体は54年に制定されてますけれども、30年ぐらいはたっておるわけですね。第2条の、答弁にもありましたが、基金の額は300万円とあります。制定したころはこれくらいでよかつちやなかかということが多分300万になったとかかなと思ってるんですけれども、現在高は4億7,500万ということでもあります。これは余りにもかけ離れておるわけですか。それで、第2条の2項に、必要があるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てをし、または最低剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるという項と、3項に、前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする、というふうになっております。ということは、この規定によって基金額が毎年膨らんでいくわけですたいね。少なくとも利息分は膨らんでいっとるわけですよ。毎年四、五十万ぐらい。その現状を考えたらすよ、これ300万と4億7,000万じゃちょっとおかしかと思うんですたいね。これは、資本金とかなんか考えて、それ以上の商売をするんだという答弁を、前のときにはおっしゃいましたけれども、しかし、これはやっぱりちいとおかしかじやなかとですかね。1億がいいのか2億がいいのか、私はわかりませんけれども、これはよく内部で検討すべきだと思います。この辺の考え方はどうですかね。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

議員の御指摘もよくわかります。この2条の基金の額のところをもう少し弾力性があるようなことで変えさせていただきますと。前ですね、開発協力金をもらってたんですよ、この開発をされる方からですね。そこの中にもっと弾力的に、基金の額は徴収をした額ということではしてありましたんで、基金の額、確かによくわかるんです、言っておられることは。ただ、1回お金を出して用地を買います。先ほど4億幾らって言われましたのは、お金がふえた金か入った金か、それはどっちなんです、合わせてですか。(発言する者あり) ああ、土地と現金と合わせてですね。そうすると、買った土地もいろいろ変動がございます。的確にそれを毎年毎年変えていくという形になれば、この条例を毎年毎年変えていかんばいかんという形にもなるわけでございます。少しそこら付近については、どっちの方が、言われておる趣旨はよくわかりますんで、どういう手法の方が一番ベターなのか、例えば現金があればその現金分だけを基金の額ということで設定をした方がいいのか、

この開発基金で買うたわけですから、本来であれば土地もその時点の価値を含めて手入れをするっていうのが、それはもう筋だというように思いますけれども、実態上ですね、それはちょっと不可能じゃないのかなという思いをいたします。そういうことで、この基金の、この現金部分だけを幾らというふうにするか、これはもう少し研究をさせていただきまして、要するに、最低の予算の中に投入をしていけば、この金額は消えていくわけでありますから、そこら付近はどういう今度この、これはまあ事務処理の問題になりますけれども、少し研究をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

よくわかりました。

それともう1点は、処分事項がないから、一般会計買い戻すときに新たな財源が必要になってきますよね。3件で買い戻してあるのが1,720万、ですから開発基金の総額は変わりませんが、土地の分が1,720万減少して、現金がふえているということですね。処分事項があるとですよ、前も1回言いましたけれども、一般会計の歳入の方に基金を取り崩す歳出に買い戻す土地を計上すれば、一般会計の財源は必要なくて、振りかえ一丁でできると、処分ができるということになると思うんですよね。これは私は一定の正論だと。

それと、第2条、さっきちょっと言われましたけれども、は積み立てるちゅうか、プラスすることだけをうたっていますけど、これを、もう1項つけて、マイナスもできますよということをやれば、処分事項がなくても、これはもしかしたら一般会計へ戻せるんじゃないかなと思うんですけれども、この点はどう考えられますか。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

基金でこの額を設定をするわけでありますから、当然処分事項は入れませんと、何かこう手続で、こっちにこう持ってきてこうしたという形では、それは新条例のていをなさないというふうに思いますので、処分条項を的確に入れてということにしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

それならその方が、入れん場合はその2条の第4項がつくればいいとかなとちょっと技術なものを言いましたけれども、処分条項があればよりよいので、そのような方向で検討していただければと申します。

何で私がこの基金にこだわるかっていうと、資金の移動がある程度簡単にできるようにしとかんと、会計課の資金繰りがやりやすくなるのかなと、少

しでもですね。例えば、この2億ぐらいの現金を会計が握れるようになれば、それが年度末とか、年始は金がなかかですたいね、そういうときに少しでも楽になるとかなと思う観点から言っております。年度始めなんか短期で借り入れたり、銀行から借り入れたりしてますよね。ですから、そういう資金にもずっと充てる、流用できるのかなと。まあ流用って言葉は悪いです、使えるのかなというふうに思っていますので、ぜひ早急に処置されるようお願いをいたします。

それと、この条例には、もう1点言いますけれども、規則がありませんね。第7条に、この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は町長が定めるということになってますが、具体的に、どういうときにこの基金を利用して土地を取得することができるということを定めたり、こっちの方がもっと大事なんですけども、取得するときの庁舎内部の事務手続、どうしてどうしてこうして買うんだよという手続などを、やっぱり最低でも規則に定めるべきじゃないかと思うんですけれども、この点はどう考えますか。

議 長 (山口経正議員)

古賀財務課長。

財務課長 (古賀 洋君)

先ほど町長の答弁にありましたように、条例改正自体の研究の指示は受けて、例えば佐藤議員さんがおっしゃったような第2条の改正をやるとしたらどうなるだろうかというようなことを検討させていただいております。そこで、規則については、他の自治体の例を見ると、おっしゃるように内部事務の取り決めをうたってる規則を設けてる自治体もあるようでございますので、実際に条例改正を行う際には、その規則の設置の要否についても判断させていただきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

ですから、そういうふうに詰めていただければよろしいんですけれども、やはりその第1条の、こういう難しか言葉の、実際に具体的な、こういうときに買うんだよとか、そうしとかんと、何か何でこの土地を買ったのってすぐ出てこなかったときがありましたよね。斎藤の集落センターでも、所管は答えられんで、最後は副町長が委員会に出てきて答弁をされたという経緯もありますので、やはりきちんきちんと記録に残るようにね、できるような規則をやっぱり条例でうたえん部分は規則でつくっていただきたいと、このように思いますので、善処方よろしくお願いいたします。

それから、ちょっと使用料手数料の方にも触れておきたいと思いますが、答弁にもありましたように18年度に見直しの議論がされて、原油高と経済情勢が悪かったと、で、据え置いたと。現在も社会情勢は厳しいので値上げはしにくいということだろうと思います。

現状はそうであっても、本来あるべき姿を各所管で精査をして、所管が違ってでも類似する館がありますよね。こういうことには合同で審査、審議を

して、議論をして、やっぱり一定の議論、結論を出してほしいと思ってるんですが、その辺についてはどう考えられていますか。

議長 (山口経正議員)

畑口総務部長。

総務部長 (畑口直美君)

この使用料手数料につきましては、答弁申し上げましたように、各施設の年間経費と歳入についてすべて洗い出しをしまして、一応その結果は出ております。その時点で、どれくらいの使用料が適切なのか、まだそれについて判断しておりません、できておりません。今後、この使用料につきましては財源の確保という見地からじゃなく、やはり公平、公正なお金の使い方と申しましょうか、やはり受益者負担というのが当然今後は考えなければならないだろうということと考えております。そういうことで、各施設、社会教育施設でいいますと公民館なんか3館あるわけですね。そのあたりでそれぞれの部屋の使用料等を定めておりますけども、現状でその後、設置当時の使用料が適切なのか、あるいは受益者負担としてお願いするときどういうふうに調整を図っていくのかということは、当然考えていかなければいけないと思っておりますので、申し上げましたように、現状非常に景気が回復しない状況にありましては、それぞれの世帯の所得もなかなかふえていく状況にならないものですから、現時点での改定ということは今のところ申し上げましたように考えておりません。また、ことしは国民健康保険税の率も上げさせていただきましたので、できるだけ住民負担を軽くしたいというふうに考えておりますので、今後そういうことで、御指摘のように使用料手数料については十分社会情勢を考えながら見直していかなければいけないというふうには考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

わかりました。

ただ、前も申し上げましたが、消費税の表記、消費税別の表記の仕方が2種類、消費税込みの内税が1種類あって、すべて内税に改正すべきだと私は思うんですよね。この前の所管の答弁もそうだったと思うんですよ。エアコンの使用料が210円で、200円をコインで投入をしたら10円を別に払っていると。利用者も二度手間でありますし、事務員も面倒であります。こういうこともありますので、ですから、使用料の改定については先でもいいですけども、この表記については先に改正すべきだと思いますので、これはもう特には要りませんので、わかってらっしゃるからね。早急にね、これ6月議会が出なかつたら、私がもう議員提案してから出しますので、そこをもう強く言うておきます。

じゃあもう1点だけ申し上げますけれども、ごみ袋代については、所管の方でもずっと検討されてて、ですから理由はもうさっきの答弁と同じでしょうから、時期を見て考えているということでしょうるので結構ですけども、

1点だけ申し上げたいのは、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の4条で、ごみボックスにおさまる範囲であれば事業所系の廃棄物も一般家庭ごみと同様の扱いにできますということになってますが、前も申し上げましたが、事業所兼家庭というところであれば、しようがなかったのかなと思いますけれども、純然たる事業所であれば、別途やっぱり設定せんばいかんちやなかろうかなと私は思っとるわけですね。前も申し上げましたが、長崎市は1枚140円です。対象がどれくらいいるのか調査はしておりませんが、この件はやっぱり改定すべきだと思うんですけども、その辺を質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

田村生活福祉部長。

生活福祉 (田村俊一君)

部 長 先般、佐藤議員からその御指摘がございましてから、私どもとしては全事業所に対してアンケート調査をいたしました、現状がどうなのかということですね。そうしたことをやって集約をした結果、やはりそういう佐藤議員が言われたような実態もあることも把握をいたしました。

そこで、今現在のところ環境対策課の内部では、今言われたような部分ですね、その是正について各事業所にまたお願いをし、事業所が責任を持って処分をするというのが原則ですんで、そこを徹底していただきたいということを、私どもの方としては事業所の方にアンケート結果に基づいて個々にお願いを今しております。

ただ、ステーションに入る範囲のものについてはということでの事業所系と生活系っていうふうなのが厳密になかなか分けにくいっていう部分も理解もできますんで、非常に小規模な場合ですね、そのところについてはある程度の運用という形も仕方がないのかなとは思っております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

終わります。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩11時38分～13時35分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を開き一般質問を行います。

通告順7、竹中 悟議員の①長与町の将来像について、②町内商工業者育成についての質問を同時に許します。

20番、竹中 悟議員。

2 0 番 (竹中 悟議員)

皆さんこんにちは。

それでは、質問に入ります前に、今年3月をもって退職をされます9名の職員の皆さん、大変お疲れさまでございました。皆さんは住民の公僕として

長与町発展のために尽力をされました。心より感謝と敬意を表する次第でございます。退職後も後進の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、いつものように世評を少し指摘しながら、質問に入らせていただきたいと思っております。

税と社会保障の一体改革の議論の中で、今、消費税及び年金改革が注目を集めています。民主党がマニフェスト2005年で最低保障年金7万円を華々しく公約して既に7年が過ぎました。いまだ具体化はされておられません。政権交代時は、埋蔵金を含め財源は幾らでも捻出できると豪語していましたが、今は机上の空論と化し、国民の怒りは頂点に達しています。国会では与野党話し合いを呼びかけていますが、一見民主主義論争に見えますが、要は責任政権政党の能力が全くなく、基本政策すらつukれない状態でありますから、当然話し合い自体ができるわけがありません。責任政党がちゃんと基本方針を提示し、国民の前で堂々と討論をすべきであります。今や財務省指導の完全閣僚内閣であります。外交、防衛問題に関しても適材能力を持った人材は存在はいたしません。新聞紙上のおり大臣のレベルの低さを伺えるところであります。外国からは完全に無視をされ、国際社会から孤立状態であります。党内の意見集約もできず、政策決定もままならず、将来の日本を大変心配をしているところであります。

また、今回大変な事態が暴露をされました。原発事故対応問題で初動施策の失敗から大変な状態に陥ったことでもあります。当時、官房長官は根拠のない事実を隠ぺいの中で国民をだまし続け、報道をしていたのであります。当然議事録どころの話ではありません。政治家として責任をとるべきであります。

さらに、これは少し関連がありますが、もう一つ、がれきの受け入れの問題であります。この問題につきましても大変今、社会問題になっております。現政権の対策は不備でありますので、私ども行政体は何らかの形で御協力をお願いしたいというのが筋だと思っております。今、大村でありますとか隣町の時津でありますとか、いろんな部分でその論議が進めてあるところであります。どうぞ長与町におきましても、そのような論議が始まることを期待をしてやみません。

さて、今年の世界のリーダーを選ぶ選挙の年であります。アメリカ、フランス、ロシア、韓国、台湾と軒並みであります。我が町も4月に任期満了に伴います町長選が執行されます。そこで、立候補を予定されておられます葉山町長に将来の展望をお尋ねをいたします。

1つ、任期満了に伴う町長選に対する思いを語っていただきたいと思っております。2つ目、任期中の実績と反省。3つ目、将来に向けての展望。4つ目、4つ目は私は当初公約ということを示して告知しておりましたが、これは公職選挙法に少し抵触をするというふうな事務局からの指摘がありましたので、文章を少し変えまして、皆さん方には渡っていると思っておりますが、住民に対しての訴える点は何かというふうな文章に変えさせていただきました。5つ

目、目玉政策であります資源ごみの拠点回収につきましては弱者住民からの批判が大変多い、撤回の意思はないか、お尋ねをいたします。

大きな2つ目といたしまして、町内商工業者育成についてお尋ねをいたします。

1つ目、町内商工業者の現状は把握をされているのか、お尋ねをします。

2つ目、商工会とのコンセンサスはとれているのか、お尋ねをいたします。

3つ目、将来に向けてのビジョンはどうか、お尋ねをいたします。4つ目、公共工事下請状況の状態はどうなっているのか、お尋ねをいたします。5つ目、長与小学校建設に伴う町内業者のかかわりはどうか、これは括弧をして、発注状況、発注金額、その他ということで明記をしておりますので、回答をいただきたいと思っております。

以上、質問をいたします。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

竹中議員の質問に回答をいたします。

回答の量が少し多いようでございますので、あしからず御了承いただきたいと思っております。

まず1点目の、長与町の将来像についてということでございます。

任期満了に伴う町長選挙に対する思いについてということでございますが、私はこれまで議員各位を初め、多くの支援者の皆様方の温かい御指導を賜りながら、公正で開かれた町政、町民が主役の町政を念頭に町政運営の基本となる財政の健全化を図りながら、夢・対話・活力を基調とした活力ある長与町の発展を目指し努力をしております。3期12年の間、市町村合併問題やごみ処理問題、学校の耐震問題など長与町の将来を左右する大きな課題に対し、町民の幸せを第一に考え、決断をし、今一定の道筋がついたところでございます。

今日、長期にわたる経済不況、少子化、高齢化、地方分権等、国政・町政を問わず、まだまだ多くの課題が山積をいたしております。このような情勢の中で、これまでの経験と反省の上に立ち、今こそ大きな果実を实らせ、熟す時期ととらまえ、町民の幸せを最大限の目標に掲げ、引き続き、夢・対話・活力を基調とした、町民主役のまちづくり、町民参加のまちづくりを目指して邁進してまいりたいと考えております。

さらに、住民の皆さんに本当に長与町に住んでよかったと言ってもらえるような、活力とぬくもりのあるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

特に、この基本構想、今後10年間の目標でございます。基本構想あるいは総合計画につきましても、この先般御決定をいただいているわけでございます。「郷の和気、夢・緑・創造のまち ながよ」ということで多くの方々から御意見をいただきながら、そしてまた御指導をいただきながら、この計画を策定をしてきたところでございます。このことを必ず念頭に置きながら、

今後のまちづくりに邁進をしたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の任期中の実績と反省でございますが、私は町長就任以来、公正で開かれた町政運営を基本として、長与町の発展と町民福祉の向上を念頭にしてきたところでございます。現在、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれておりますが、限られた財源の中でさまざまなハード事業、ソフト事業に取り組み、まちづくりを進めてまいりました。

平成22年に行いました長与町まちづくり町民意識調査におきましては、まちづくりの満足度は全体で73.3%の方に「満足」「どちらかといえば満足している」と回答をいただいております。また、この長与町に住み続けたいと答えられた方々が84.8%という結果をいただいております。どちらも平成17年に行った調査の数値を上回る結果となっているわけでございます。

これまで、地域の活力を促し、地域力の向上を目指し、町民の方々が交流を深め、触れ合いを広げていただける施策として、長与児童館、ほほえみの家、長与町ふれあいセンター、長与南交流センター、潮井崎交流館、海洋スポーツ交流館等を建設をし、交流の場として活用をしていただいております。

特に私が就任して最初で最大の課題が平成の大合併の問題でございました。合併単独の選択、また合併の方式でもさまざまな選択肢があり、将来の長与町を左右する大きな分岐点であったと考えております。その中で、私は長与町の発展と町民福祉を第一に考え、まず町民の皆様と各地区で懇談会を持ち、また住民アンケートを実施するなど、皆様方の御意見を、御指導をいただき、多くの議論と調査、研究を重ね、町民にとってより身近で効率的な行政運営、町民の幸せと将来の展望を確信をし、合併しないという結論を出させていただいた次第でございます。

この単独でいくことを選択した結果、地域主権という流れの中で、自己決定、自己責任において行政課題の解決を図っていかなければなりません。また、かねてからの懸案でありました、ごみ焼却施設の建設におきましては、地権者の方々や地域の方々を初め、関係皆様方の御協力をいただきながら、平成27年度の稼働に向けて進んでおるところでございます。さらに、平成19年度より始まりました学校施設の耐震補強事業につきましても、最後の長与小学校の建てかえ工事が平成24年度で、附帯工事が平成25年度に完成予定となっており、これをもって一連の事業は完了することとなります。そのほか、進行中の高田南土地区画整理事業や老朽化をいたしております高田保育所の建てかえなどを予定している事業も多々ございます。

今後、これまでの成果と経験を生かし、時代の流れを的確にとらえ、多くの課題に取り組み、そして住民の皆様がいつまでも住み続けたい、いつかは帰りたいと夢の持てる将来像を創造し、住民の皆様とともに協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目の、将来に向けての展望でございますが、我が長与町は豊かな自然環境に恵まれ、長い歴史と文化にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力と長与町

を愛する人々の英知と努力によって今日の長与町が形成をされております。そしてまた、本町に暮らし、働き、学ぶ多くの皆様のたゆまぬ御努力により、町内外での自然環境と都市環境が調和した暮らしやすい町との高い評価をいただいております。

しかしながら、近年少子高齢化や地球規模の環境問題、高度情報化、国際化などの社会経済システムが変容し、住民の行政に対するニーズが複雑高度化していることで、将来的に行政コストの増大は避けられない見通しでございます。このような中、町が直面する課題を明らかにするとともに、目指すべき将来像を定め、昨年向こう10年間のまちづくり基本指針となる長与町第8次総合計画を策定をしていただきました。町の将来像を「郷の和気、夢・緑・創造のまち ながよ」と定め、総合計画に基づき、本町を取り巻くさまざまな社会経済の動向を的確に踏まえながら、今後の新たなまちづくりの目標とその実現に向けた方策を明確にし、計画的かつ持続的に各種の施策の推進に全力を尽くしてまいり所存でございます。

4点目でございますが、町の大きな懸案事項であり喫緊の課題でありました熱回収施設の設置を初め、学校施設の耐震補強工事について、一定のめどをつけることができました。今期は兼ねてからの念願でありました図書館並びに生涯学習センターの建設に着手をしまいたいと考えております。

また、長与の中心地であります榎の鼻土地区画整理事業につきまして、組合施行ではありますが、大きなまちづくりの一環ととらまえ、町といたしましても順調に進捗するよう調整を図ってまいりたいと考えております。

さらに現在、老朽化、狭隘となっております高田保育所につきましては建てかえを行い、子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、保育料につきましても見直しを検討し、子育ての町ながよを推進してまいりたいと考えております。家庭や地域に子供たちの笑顔があふれ、親御さんが子育てに喜びや楽しみをより実感できるよう、子育てにやさしいまちづくりに努めたいと考えております。

ほかにも多くの課題がございます。高齢者福祉や健康づくり、農林水産業、商工業の推進、振興、安心・安全のまちづくり、地域コミュニティー活動の推進等々、もろもろでございますが、多くの声に耳を傾け、町民皆様の幸せを一番に考え、4万3,000町民の負託にこたえていく所存でございます。

次に、5点目のごみ拠点回収についてでございます。

御案内のように資源化物の拠点回収につきましては、地球温暖化対策を初めといたしまして、資源の有効利用、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点から、町と保健環境連合会が一体となりまして、資源ごみ分別回収の検討がなされ、同総会によって回収方法を変更することが決定をされてまいりました。これを受けてモデル地区での試行を経て、平成17年4月から全町を挙げての資源化物の拠点回収への取り組みが始まり、町民皆様の多大なる御理解と御協力をいただきながら現在に至っているところでございます。

これまでの御指摘の折にも答弁を申し上げましたように、現段階では環境

問題への意識の高まり、地域住民相互の交流の活性化も図られ、ひいては住民との協働の観点からもよい手法だと考えております。御案内のように拠点回収をより取り組みやすく効果的なものにするための手法といたしまして、高齢者、障害者等及び拠点回収箇所に資源化物を持ち込むことが難しい、地域住民の方々を対象とし、独自に個別回収を行う自治会に対して、回収に必要となる車両提供者への車借り上げ料に対する助成制度を年度当初より実施をいたしておるところでございます。

加えて日曜日が休みでない方や、都合により決められた日に持ち込むことができなかつた方への対応策といたしまして、役場、水道局1階のEM倉庫、ふれあいセンター、北部地区多目的研修集会施設の3カ所に常設の回収場所を設置をし、昨年9月より運用を開始をしたところでございます。

今年1月までの実績によりますと、車借り上げ料の助成制度につきましては、利用自治会数が5自治会、延べ車借り上げ台数が37台となっており、常設の拠点の利用状況につきましては、施設利用者72名、回収量900キログラムとなっております。

また、高齢者のごみ出し、弱者対策といたしまして、平成17年度より実施をいたしております高齢者等ごみ出し支援事業の利用者につきましても、1月末時点で84件となっておるところでございます。先般開催をされました民生委員、児童委員協議会定例会におきましても、高齢者等ごみ出し支援事業につきまして御説明させていただき機会をいただき、高齢者世帯の安否確認の意味も含め、御理解をいただいたところでございます。

今後も継続的に検証を行いながら、環境面への配慮はもちろんのことでありますが、この資源化物の拠点回収が町民の皆様にとりまして、より取り組みやすいものになりますように、もろもろ研究を重ねて御理解をいただきたいと思っておるところでございます。

次に、②の町内商工業者の育成についてでございます。

町内における民営の事業所数は平成21年、経済センサス基礎調査によりますと、卸売業・小売業387、建設業149、製造業55、各種サービス業486など、合計1,178事業所であり、従業者数は合計9,563人となっております。県下の比較では、総じて面積当たりの事業所数は多いものの、一事業所当たりの従業者数が少ない、小規模経営となっております。

事業別に見ますと、製造業につきましては、事業所数は横ばいではありますが、小規模事業所が多く、製造品出荷額は減少傾向にあります。卸売業、小売業につきましては、人口規模に対して事業所数が少ないとともに、事業所の小規模事業所の割合が多く、商店数や従業者数、商品販売額など、いずれも減少傾向にございます。建設業につきましては小規模事業所が多く、事業者数、従業者数ともに減少傾向にあり、市長民経済計算による総生産額は約10年前の半分以下となっております。

一方、経営状況についてであります。現在国における経済センサスの活動調査を実施中であります。これが取りまとめられると、産業・地域別の事業所の売上高など詳細が把握できるところでございます。参考といたしまし

て、商工会が把握している平成22年の事業所の決算分析によりますと、民需や公共事業の低迷、また従業者の高齢化などから、特に零細企業につきましては厳しい状況が続いているものの、経営のスリム化など自己努力によって利益を確保しておる事業所も見られるとのことでございます。

この結果、町内事業者の売り上げ動向では約6割の事業所で売り上げは減少しているものの、売り上げ合計額では前年度より増加しているという状況となっております。平成23年につきましては、震災や円高などによる景気の低迷により、依然厳しい状況が続いているものと推測をされますが、今後、震災復興を含めた政策効果による景気の下支えや個人消費の持ち直しなどによる緩やかな景気回復が期待される所であり、町におきましても国、県の施策を踏まえた適切な対策を講じていく所存でございます。

次に、2点目の商工会とのコンセンサスについてであります。商工会との連携につきましては、これまでもビジネス資源調査事業やまちづくり工房イン長与などの取り組みを通じて、連携を図りながら商店街の振興等に取り組んできたところでございます。また、商工会育成や商工会商品券発行事業、商工まつりなどへの財政支援を通じて、町内業者の経営力向上や地域活性化を図ってきたところでございます。

今年度におきましては、長与、時津に県を加えたところで、商業振興等の意見交換を実施するとともに、町の財政支援に係る商工業者のニーズの把握や各種取り組みに係る調整など、随時意見交換、情報交換を行っておるところであり、今後とも十分に連携を図りながら、各種の事業展開を図っていく所存でございます。

次に、3点目の将来に向けてのビジョンについてであります。総合計画に基づき、創造性と活力ある産業を目指した取り組みを講じていくとともに、都市計画マスタープランに基づくまちづくり方針に沿ったインフラ整備等も進めながら、商業振興や地域活性化に取り組んでいくことといたしております。

次に、この4点目の公共工事下請状況の実態でございます。

平成23年2月までの落札額130万円以上の発注工事は37件ございました。そのうち12件につきましては、町外業者が落札をしておりますが、防水等特殊工事4件を除く8件の工事のうち、建築工事等2件、これは長与小学校校舎建設工事、長与町し尿投入施設建設工事につきましては、町内業者5社が下請として参入をしている状況でございます。また、町内業者が落札をしております5件の工事につきましても、町内業者5社が下請として参入をしている状況でございます。今後も町外業者が落札した場合には、町内業者を下請として参入させていただくようお願いをしまいたいとおるところでございます。

次に、5点目の長与小学校の件につきましては、今、建設の所管をいたしております教育委員会の方から私にかわりまして回答をいたします。

議 長

(山口経正議員)

黒田教育長。

教 育 長

(黒田義和君)

(5)の長与小学校建設に伴います町内業者のかかわりの中で、発注状況につきましては、元請業者から下請業者からへの工事初期段階での下請負人決定届では、今後の下請発注予定工種の24工種のうちに11工種の下請業者が決定しております、その中で3社が町内業者となっております。残る工種におきましても、工事の進捗に合わせて契約がなされていくものと思われれます。今後も地域活性化及び地場産業育成の観点から、町内業者の積極的な活用をお願いしてまいります。

次に、発注金額につきましては、工事の品質の確保と的確な施工が行われるよう、施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を行うとともに、建設業法の不当に低い請負代金の禁止等を遵守していただくよう、お願いしてまいります。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

回答を大変長くしていただきまして、今回は懇切丁寧にさせていただいたということで理解しておきます。

①につきましては、今まで同僚議員がきのうからきょうにかけてほとんど私と同類の質問をしておりますので、この中でちょっとだけピックアップして質問をさせていただきたいと思えます。大筋では了解をさせていただきたいと思えます。この1番の中で町長の方から榎の鼻の土地区画整理事業、これの開発についてのお話があつてよろよろでございますけど、これは私どもがちょっと公示しておりませんでしたんですけど、通知をしておりませんでしたけど、担当部で今の榎の鼻の状況がおわかりになったら、御説明をいただきたいと思えます。

議 長

(山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長

(平野光夫君)

計画概要について御説明いたします。

榎の鼻土地区画整理事業、これ組合施行でございます。地区計画面積約22.5ヘクタール、その中に農振農用地5.7ヘクタール、農振地域として20.6ヘクタール。事業年度としまして23年から29年度、業者に確認しましたところ、23年の6月から着工予定と。土地利用機能としまして商業施設、公益施設、一戸建て住宅等、計画戸数としまして約350戸、計画人口としまして1,000人。今までの協議経過としまして、平成14年12月に全体説明会及び設立準備会が結成されております。

一部抜粋して申し上げます。平成18年8月が農振除外の申請。20年に農振除外、これは4者、九州農政局、県の農政課、県の都市計画課、長与町。平成22年に最終、これが国の方と約12回ほど協議をしまして、22年の11月に協議終了と。それから平成24年3月2日に長与町榎の鼻土地区画整理組合の設立の認可がおりたという状況でございます。

済みません。先ほど事業年度の着工予定が23年6月と言いましたけども、24年の6月です。済みません。訂正します。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

はい、わかりました。通告外で大変申しわけなかったんですけど、この中心にあります榎の鼻の開発というのは私個人も議員になって、この25年間、あの地域の開発を大変望んでおったもんですから、それができることによって町並みがつながるなということで大変喜んでおりますので、大変申しわけなかったんですけど、通告外で質問させていただきました。申しわけない、ありがとうございました。

それから、それでは、あとほとんどの1番目のやつは回答いただいておりますけど、この5番目のごみの問題ですね。ごみの問題をちょっと質問させていただきたいと思います。

このごみの問題につきましては、今やはり大変問題になってるんですね。私どもの方にも連絡がありますけど、同僚議員が平成17年から7年にわたって毎定例会、この撤回を訴えてこられています。最近ですね、先ほど申し上げたように私の方にもよく電話がありまして、これはどうにかならんのかと、もう弱者に対するいじめじゃないかというようなお話があつとります。と同時に今、何と申しますかね、3カ所の救済措置がとられたと。今、先ほど町長もおっしゃられて、前回のお答えでもいただいていたわけですが、この3カ所だけでは、やはりどうしても対応できないと、日曜日の日に休みでない方、そして日曜日だけしか休みがとれない方ですね。こういう方を対象にして、大変苦情が多いんですね。それと同時に私ども自治会は、前は私、3カ所を確認しておったんですけど、業者の方をお願いして取っていただかれる方がもうかなりの件数に上ってきておりますね。これは、やはり深刻な問題と思います。

先ほどの町長の回答の中で、実績と反省という中で反省というのは余り出てこなかったように感じますけど、まさにこの辺はやっぱり反省をして考えていくべきではないのかなと思うんですけど、まずはこのことについて担当の部長の方から御回答いただければと思いますけど。

議長 (山口経正議員)

田村生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田村俊一君)

先ほどは町長答弁にもありましたけども、この拠点収集につきましては、今後も検証を行いながら、より取り組みやすい環境づくりということを考えていきますということで、町長の方も申し述べられておりました。私どもといたしましても、町長の命を受けまして今年度、答弁にもありましたけど、車借り上げ料であるとか、それから常設の回収場所、そして高齢者等ごみ出し支援の充実、こういうことを取り組んでまいりました。

今、議員の御質問の中にありました3カ所では不足するのではないかと

う御指摘がございました。私どもも町長と話をしました際にも、やはり大型の人口密集している団地、学生が多いところ、そういったところに常設の集積場所が必要ではないかということを検討しております。今後、この常設の集積場所ってというようなのは、順次ふやしていきたいというふうに思っておりますが、地元自治会の御理解、それと集積場所の確保という問題もございまして。そういうことを順次クリアしながら町民の皆様にとって、より取り組みやすい環境づくりということを考えて、所管課であります環境対策課の方としても今後、進めていくということを思っております。

議 長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

この件を長くお話ししてもほかの分ができませんけど、一つだけ申し上げておきたいのは、やはり今この資源ごみについては新聞の業者でありますとか、いろんな方がもうとりに来てくれるんですね。そして、それについてトレットペーパーを1つとか、そういう形でやってくれる方が多いんです。ですから私が見てる限りでは、この拠点回収のごみの量は多分減ってると思うんですね、拠点回収に持ってこられる方が。その数量を、やはり減ってるということは、住民に余り受け入れられてないというふうに解釈した方がいいと思うんですね。やっぱり住民の方च्छゅうのは楽な方を選ぶと。環境面では大変素晴らしいことだと思いますけど、それについては今、部長も検討していくと。

私ども、同僚議員もずっと訴え続けてきて、やっこの3つの救済措置ができたわけですから、今後、これを全部撤回ということでもないんですよ。要はしたいところはしても構わないんですね。それでも、やっぱり目線を弱者の方に向けて、そして対応するのが行政の仕事だと私はそのように思っております。私から、ぜひそのような形で検討していただいて、町長が次、上がってこられたら、私どもはあと3年任期がありますので、毎回このことを申し上げますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、2番目の町内業者育成のことについて御質問させていただきたいと思っております。

1番目の回答で、商工業の全体にわたる回答はいただいておりますね。ですから今度は少し分けて商業ですね、商店街、商業についての御質問をさせていただきたいと思っております。

今、先ほど回答の中に、国と県の施策を結局いろいろ考慮しながら長与町に生かしていきたいというふうなお話があったように聞いております。長与町の環境に適応するような、県とか国の施策が何かマッチするような事業がありましたら、御披露いただきたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

山田企画振興部長。

企画振興

(山田讓二君)

部 長

国、県の施策に長与町の環境に適応する施策についてのお尋ねでございま

すけれども、商業関係をメインとする施策につきましては、一番重たいとい  
いましょうか、大きなやつから例にしますと、中心市街地活性化法に基づく  
もの、あるいは地域商店街活性化法に基づくもの、あるいは県の支援事業と  
しまして、まちなか活性化基本計画に基づくものというようなメニューがご  
ざいます。それから最近では緊急雇用基金を活用した県の事業としまして地  
域の核店舗創造事業でありますとか、商店街まちづくりリーダー育成事業等  
がございますけれども、本年度、本町の2事業所で活用されておりますのが、  
この地域の核店舗創造事業でございます。

長与町にマッチしたというようなところでの基本的なところ、考え方なん  
ですが、長与町における一体的な商店街振興を目指した制度の活用につつま  
しては、現在、協同組合等の組織がない現状においては非常に不利な状況で  
ございまして、何といたっても地元商店街のやる気といひましようか、まと  
まり、そういうものが必要であろうかというぐあいに考えます。これが熟して  
いきますれば、町、商工会もあわせたとこで一体的な計画の作成、そこま  
で手が届くのではなかろうかというぐあいに思います。

そうした状況になりますれば、やはり最も手の届く制度としましては、県  
におけるまちなか活性化推進事業というぐあいに思われます。県におきまし  
ては、平成18、19年ごろにかけまして市町村における町中の推進という  
のを、もう各部署をトータル的に一体的に事業に集約してやるというような  
ところがなされまして、ある意味、商業単独というのがないというような状  
況でございますので、そういった制度に乗ればというぐあいに考えますが、  
このまちなか活性化推進事業と申しますのは、メニュー的には準町中と町中  
がございまして、今のところは過去の経緯を含めれば準町中のような形にな  
ろうかというぐあいに考えております。

ただ、これは都市計画上の計画性と、その用途地域等も踏まえたところ  
での整合性がありますので、そこを考慮した対策という場合になっていこう  
かと思ひます。この件につきましては、もう過去ずっと商店街、商工会等も  
含めて検討を進めておりまして、協議、それらも継続的に着実にやっていか  
なければいけないというぐあひには思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

そうですね。事業体としてはなかなか難しい部分もありますし、今、部長  
が言われたように、やっぱり地元の商店街がやる気を起こして一緒にやって  
いかなくちやいけないということは、これは一番大切なことと思ひますね。  
これは、行政っちゅうのは何をしなくちやいけないかと、この人たちを助け  
んといかんわけですね。

一つ提案というよりも経験があるんですけど、実は2月の29日に長崎市  
でウーマンズグルメラリーっていうのがあったんですね。これは店舗を大体  
50店舗、銅座のこれは商店街、商店街と市のまちづくり推進室ですね。こ  
れが一応提携して、それとビール会社、アサヒビールだったかいな、これを

含めて一つの会があったんですけど、要は店舗を3軒、飲み食いすると、そして4軒目に土産品を持って帰って3,000円と。これを、女性を対象にして300名の一つの事業をしたわけですけど、これは大変な好評だったんですね。私もそれに参加をさせていただきました。そしたら、やはり行った方が皆さん満足して、こういう店もあったのか、こういう店もあったのかということで大変喜んで帰られたのを私は記憶してるんですよ。

それと昨日の長崎新聞に今度は●エキサイト祭と、祭りですね。それも同じようなパターンで、やはり3,000円で2軒の店を回って、あと1軒は自分が好いた店をそのエリア内で選んで行けるという、そういうふうな計画もされてるわけですね。

ですから今の長与町の商店街ちゅうの大変、今、寂れてしまってます。だから先ほど申し上げたように商店の方も一生懸命やっていたかかないかんけど、そういう企画をいろいろ商工会と一緒にになって、やっぱり作り出していくちゅうのは大切なことだろうと思うんですね。その辺について、担当の部長はどういうふうにお考えになりますか。

議長 (山口経正議員)

山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)

今御提案があった内容につきましては、新聞等の報道もあったようでございます。この地元のお店をグルメといいましょうか、あるいははしごするといいましょうか、そういったことといたしますのは、ある意味、婚活の活動においても、そういう地域の地元商店の活性化、そして定住促進というような面で他自治体においては、ある程度やっておられることもあるというぐあいに把握しております。あわせて今度、時津町さんにおかれましては若者交流のようなことを60周年記念事業として計画されておられると、そのようにお聞きしております。長与町においてどうかというお話でございますけれども、関係の商工会あるいはお店の皆さんの御了解も得ながらではございますけれども、その方たちの協議も含めて、ある種、お店を紹介するいいPRということでも有意義な点もあると思っておりますので、そのあたりはちょっと検討をさせていただきたいというぐあいに思います。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

やはりいいところはいろんな部分で取り入れていただいて、やっぱりまずは先ほど申し上げたように小さな団体から、小さなところから始めて、それを大きくみんなで輪になってつくり上げていくというのが大変大切なことだと思います。

あと、西そのぎ商工会に商工会が統合されたわけですね。これについてメリット、デメリットっていうのかな、そういうものが幾らか今出てきているかなっていう感じもいたします。しかしながら、きょうは時間がありませんので、これについては後日お話をさせていただきますけど、いろいろ言

っても商工会っちゅうのは、やはりそういう企画をするプロでございますので、行政と商工会とやっぱり地元商店街が一体化にならないと、いい仕事はできませんし、お客さんも呼べない、そういうことを私は申し上げておきたいと思います。

そしてあと、長与町が今、事業を夏祭りでありますとか物産展でありますとか、いろんな事業をやっておりますけど、これに対する事業主っちゅうんでしょうかね、事業者のやってることについて商店街がそれを理解して把握して、それを盛り上げようと思ってるかというその価値観、これもやはり行政の方、それから商工会は商店街の方に提供しなくちゃいけないと思ってます。そういうことによって活性化が進んでいくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、これは質問になりますけど、長与町は営利を目的とする開発業者によって団地の開発がされてきたって、私はそのように理解しております。いわば、乱開発です。この弊害が買い物難民、そして商店街不振にあらわれております。一見、インフラ整備は整っているように見えます。下水道も98%でありますとか、大変全国からすれば、すごいレベルのところにってるんですが、要は一貫した都市計画が私はなされてないと思いますね。もう農業者の方がミカンが不振になったら、いい土地を提供して団地になったって、その団地が長崎市が近いからベッドタウンとしてどんどんどんどんふえていくと。このいい例がニュータウンあたりはもう雪が降ったり、それこそ買い物、買うところ全然ありませんから陸の孤島にみたいになってしまってるね。これがアクセスをちゃんとつないで、インフラ整備を本当にしているのであれば、こういうことないわけですね。

ですから私は今後、一貫した都市計画マスタープランをもう少し練り直して、これは今、建設の所管なんですね。しかし、本当は企画の所管にならないかんわけですね。ですから企画と建設が一緒になって、今の場合は建設ですから、これはもう一緒になって、すばらしい都市計画マスタープランを再度練り直していただきたいと思うんですけど、それについて各担当の部長から一言ずつ、1分ずつぐらいでお話をいただきたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

平野建設部長。

建設部長

(平野光夫君)

建設部門ですけども、建設部では都市計画マスタープランと、その構想の中で長与町は5つの区分に分けております。中央地区、南部地区、西部地区、北部地区、東部地区と。中央地区、南部、北部に関しましては都市型、北部、東部に関しましては農村型と。当然、今御指摘のあった農村部の開発等を押さえていきたいというところも確かにあります。それと都市部に関しましては例えばその中心部、役場を中心とした商業圏も含めて今後、位置づけをしていきたいと。南部に関しましては大学等の施設がございますので、そういうのを利用した形の整備は、環境整備ですか、そういうのに努めていきたいと思います。確かに都市整備課だけで交渉のどうのこうのは難しいと思いま

すので、今後も企画部門と協議していきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)

山田企画振興部長。

企画振興 (山田譲二君)

部 長

今ある意味エールを送っていただいたというぐあいに感じております。町の企画部門を土地利用も含めて施策を引っ張っていくんだと、おっしゃるとおりでございます。その辺を踏まえて、特に建設部門とは連携をとりながら仕事を進めていきたいというぐあいに思いますけれども、今、建設部長の方からありました特に都市部の中央、そして南部、ここにおけます、いわゆる地域の核といったような意味での商業の活性化というような取り組み、これ非常にウエートが大きいと思いますので、そこを踏まえた形で今後いろんな取り組みをさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

私も建設委員会には約20年おりますので、ずっと建設部門で都市マスをつくってきたということはよくわかっております。したがって、さっき申し上げたように、この2つの連携をとって、基本的には企画で町づくりをしていくというようなことをお願いしたいと思います。

続きまして今度は工の部分でございますけど、工の部分については最後にもう長与小学校の建設のことについてちょっと質問させていただきたいと思ひます。

長与小学校の建設につきましては、昨日の同僚議員からの質問もありましたように、今回お取りになった会社というのはいろんな部分で話題を振りまいておりますし、新聞紙上でも有名な会社でございます。この中で先ほど24工種で11種が決まり、うち3社が長与町ですか、ということになっておりますけど、この辺の数字、金額あたりはどうなんでしょうか。どれぐらいの金額が長与町の方に落ちてきたのか、そういう部分の数字はこれ公表できますか。

議 長 (山口経正議員)

柿本教育次長。

教育次長 (柿本 透君)

議員おっしゃるように11工種のうちに3社が一応町内ということですが、この入った金額になるかと思うんですけども、発注金額につきましては入札契約適正化法ですか、この中で一応、施工台帳の管理をなさいますとか、施工体系図の公共への掲示をなさいますと、こういったものの中で発注金額等々も幾らか出てはくるんですけども、開示につきましてはこの業者間の競争上のいろんな地位を害するということで、開示は一応しないようになっております。そういった面で公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

議 長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

昨日、同僚議員からも質問ありましたように生コンの問題で、やっぱり住民の方は大変心配されてるわけですね。ですから適正な金額で発注をすれば、こういうことなかったと。実際、体育館がそうでしたね。大変安い金額で落札をされて、そしてああいう形になったという方もいらっしゃるわけですよ。要は故意にやったっちゃうこともあるし、安くするために単価を落とすためにやられたと。つくったゼネコンは全然そういうことは知らなかったというふうなお話も聞いておりますけど、やはり適正な価格で金額を下請の方に落とさないで、やっぱり下請自体もそれは仕事できないわけですね。この辺について建設業法だったと思いますけど、19条の2項か3項に、要は下請に発注する場合は適切な金額でおろしなさいという条項があったと思うんですね。

この辺について、これは長与小学校を含めてですけど、そういうちゃんとした形ができてるのかどうか、これについては研究をされたことあるかどうか、これは指名委員長の副町長にお尋ねしたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

浜野副町長。

副町長

(浜野哲夫君)

長与町の指名審議会の委員長ということで、私の方でお答えをさせていただきたいというふうに考えています。

まず、ただいま言われましたように建設業法の第19条の3に、不当に低い請負代金の禁止ということがございます。この中でどういうものが不当に低い請負代金かという定義がございまして、これも幾つかあるわけがございますけれども、一番この大きなもとになるのは通常必要と認められる原価、これを下回ってはいけないということになっております。ただ、その中で、契約の中で指し値というんですかね、こっちから幾らでしなさいとか、こういうものもその禁止事項に当たるという項目がございまして。下請と契約をする中で当然、見積もり、その他をとって実施をしなさいと、十分協議をして実施をしなさいという項目がございまして。今回の場合も、私たちが十分その辺を注視をしながらお聞きをしておりますけれども、3社から見積もりをとって、その中で実施をしてるということで、今回の金額については不当な金額じゃないという判断をしてるわけでございます。ということでございまして、今後もこういう金額については報告が当然、発注者の方にあるわけでございますので、十分注視をしながら見守っていきたいというふうに思っております。

議 長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

このことについては、もうやはりこれは、ちょっといえば、この長与小学

校の分については、業者さんについては社会問題に幾らかなっておりますので、私も数社の業者さんに大体どのくらいの金額かというのを尋ねてみたんです。一番大きなやつでいうと、電気とか設備とかってというのが大きいわけですけど、私が調べた中では電気が大体6,800万ぐらい、設備が1億3,300万です。といいますと、設計価格からもう聞いておりますので、これを聞きますと大体60%は切るんですね、発注価格が。というのは、これが適正なのかっていうことなんです。これは、だれが見たって適正じゃないんですよ。それは、会社の事情はいろいろあるでしょう。それは前の仕事の分とか、いろんなおつき合いがあるから、金額が上がる下がるっていうことがたくさんあるんですけど、こういう60%を切るような数字であると、まず町内業者は受け切れない。受けても赤字を出します。これは、もうたとえ電気と設備だけ私は調べたんですけど、これはもうみんなが数社が出してるから、もう数字としては出てきてるんですよ。

今、公表できないっちゃうことだったけど、これはもう皆さんの参考までに私は今申し上げてるわけですけども、こういうふうな金額では地元はまず県内業者も、これは請負をすることができない。これを、そこまで立ち入るのはっていうのは大変いろいろ問題があるんですけど、町内業者の育成のためには、やはりある程度の配慮をしながら、数字もある程度配慮をしながら行政指導をやっていくと。そりゃ、これだけしなさいっていうことはいけませんよ。しかしながら妥当な金額、それこそ19条の3項にあるような部分を遵守しながらやってくださいという行政指導を私はやるべきだと、そのように思っております。これについての回答は結構でございます。

いろいろ申し上げてきましたけど、一番初めの質問の回答が大変丁寧な回答でございまして長くかかりましたので、これはよしとして受けとめたいと思います。町長におかれては今度、町長選があられるということでもありますので、選挙出る以上は勝って頑張っていたきたいと思いますので、それをお祈りして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で14時25分まで休憩します。

(休憩14時15分～14時25分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

通告順8、安部 都議員の①障害者福祉行政についての質問を許します。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

皆様、こんにちは。安部 都でございます。

質問に入る前に本文の訂正をお願いいたします。1、障害者の福祉行政についての段の上から6行目の障害者総合福祉法を、障害者総合支援法(仮称)に訂正をお願いいたします。同じく(2)番の同じ内容で障害者総合福祉法を支援法(仮称)、そしてその上から2行目の同じく福祉法を支援法(仮称)に訂正をお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

1、障害者福祉行政について。

現在の障害者を取り巻く環境は少しずつ改善されてきたものの、現実にはまだ多くの問題や課題が山積みされています。身体障害者福祉法施行から始まり、障害者基本法と改正され、2006年、障害者権利条約が国連で制定されました。その後、基本法が支援費制度に移りましたが、廃止となり、2006年4月、障害者自立支援法が制定されました。しかし、自立と共生の名のもと、障害者にとってとても厳しい内容となったために今後廃止され、新たに障害者総合支援法（仮称）が制定される予定です。障害者が地域で住みやすく、また、働ける社会環境と改善されるためにも本町でも取り組みが必要となります。そこで以下の質問をいたします。

1、障害者福祉医療費助成の現物給付制度について。

これからは障害者のニーズに合った福祉医療の体制が望まれます。本制度は現状では償還払い方式となっており、患者にとって非合理的な申請手続があります。昨年度4月から開始された乳幼児福祉医療費助成制度と同じく、現物給付方式が望まれます。それにより医療機関窓口の支払いが簡素化されることで、給付申請手続が不要となり、利用者にとって負担が軽減され、合理的なものとなります。その件について町の考えをお聞きいたします。

2、障害者総合支援法（仮称）の制度改革について。

今年度より、国の法制度改革により現在施行の障害者自立支援法から障害者総合支援法（仮称）に法制度が移行されます。それにより町の福祉サービスや制度も変化すると思いますが、町の考えと今後の施策をお伺いをいたします。

3、障害者の雇用問題について。

現在、精神障害者の就労の場はほとんど皆無な状態です。能力もやる気もある障害者の就労の場を確立する必要があります。それには周囲の理解と仕組みを変えなければいけません。町の見解と取り組みについてお伺いをいたします。

回答、よろしくお願ひいたします。

議長 （山口経正議員）

葉山町長。

町長 （葉山友昭君）

安部議員の質問に回答いたします。障害者福祉行政についての御指摘でございますが、それぞれ細目をいただいておりますので、細目ごとに回答をいたします。

1点目の障害者医療費助成の現物給付制度についてでございます。

この心身障害者福祉医療制度は都道府県単独の制度で、県と町が2分の1ずつの負担で実施をしているものでございます。その改正に当たりましては、県と全市町で構成する県福祉医療制度検討協議会において検討することとなっております。この現物給付につきましては、現在、協議会の障害者専門部会で協議中であり、市町の意見としては県下同時に実施の方向で一致をいた

しております。3月中には専門部会が開催をされる予定でありますので、県事務局より今後の方向性の案が示され、協議することとなっておりますので、もうしばらく時間をかしていただきたいと思っております。

現物給付が乳幼児の場合は、まちまちで非常にいろんな問題が出てきたわけですが。これは一部では保険者にペナルティーをかけるというような話まで出てきて、ようやく今、全市町とも現物給付でという形になったわけですが、まだなって1年しかたっていないという、そういう状況もございます。しかし、今御指摘の障害者のこれについては大体、市町の意見がまとまりつつあるということがございますので、もう少し時間をかしていただいて、そういう方向で現物給付の方策はとられるんではなかろうかというふうに思います。

次に、2点目の障害者総合支援法の制度改革についてであります。2月20日に厚生労働省による制度改革の事前説明が全国都道府県課長会議でなされ、今国会への提出に向けて検討作業が進められているところでございます。その後、名称や対象者の変更等の情報も報道されているような状況であります。国会を通過し、制度化が決定をしましたら、制度に沿って事業を展開いたしますので、これもまたしばらく時間をかしていただきたいというふうに思っております。

今、申し上げましたように国会で、国の方でそれが法案として成立をいたしますと、速やかにそういうような形で施行していきたいというふうに思っております。

次に、3点目の障害者の雇用問題に対する町の見解と取り組みについてであります。現在の障害者の雇用支援につきましては、厚生労働省の長崎労働局ハローワークの事業といたしまして、障害者就業・生活支援センターながさきで実施をいたしております。この事業は長崎県を4地域に区分をして、長与町は長崎市、西海市、時津町の2市2町で構成される長崎地区に所属をし、障害者の方への雇用促進や職業の安定を図る事業を実施をいたしております。障害者就業・生活支援センターながさきの取り組みといたしましては、地域における就労支援の啓発活動、職場開拓員2名による新規企業の職場開拓による就職及び実習先の拡大、福祉施設、特別支援学級等のネットワークの強化や就労移行支援、在職中の対象者の訪問等を行い、課題や問題等を解決し、職場定着につなげる活動を行っております。

この事業は平成13年に身体、知的障害で開始をされ、平成18年度より精神障害が追加され、現在3障害を対象にした事業として実施をいたしておりますが、平成22年度で法定雇用率を達成している企業が59.7%の状況でございます。今後も事業の促進、充実を図り、努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長  
2 番

(山口経正議員)

安部議員。

(安部 都議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。

障害者の福祉医療費助成の現物給付制度についてですけれども、先ほど町長の答弁で福祉検討協議会の専門部会で今、検討されて、県下とまとまりつつあるということでお聞きいたしました。了解いたしました。それで前向きなお答えで大変うれしく思うんですけれども、3月議会、どの議会で決定をされるということになるんですか。

議長 (山口経正議員)

平田福祉課長。

福祉課長 (平田清史君)

その専門部会の内容でございますけれども、当初24年度ということでも、まだ平成26年までの間にといいことで今、検討案が今度出されようとしてるところです。3月中にといいのは、先日ちょっと日にちの希望がございまして、26日か27日ということでも希望が来て、まだ日にちも決まってない状況でございます。それで手順といたしましては、まず県議会に上程をして県議会を通ったならば、その後、市町村の方の議会にお諮りをしてということでも、一応24年度に実施ということにはまだなっておりません。3年ぐらいのスパンで現物給付も含めたところの対象者の拡大や事務費の縮小や、そういうことも含めたところでも年次的にやっていきたいということでもお話しはいただいております。ですから今、いつの議会でもうということも、まだ決まっております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

ありがとうございます。

それでは、26年度までにといいことで県に上程されて、これから決まっていくわけですけれども、現物給付になるに当たってのメリットとデメリットがございましたら、お聞かせください。

議長 (山口経正議員)

平田福祉課長。

福祉課長 (平田清史君)

26年度に上げるっていうのではなくて、そういう計画の案を示されて市町村に問うというような現状でございます。

それと現物給付にしてのメリット、デメリットって申しますと、事前に、ことしから子供のをやりましたけれども、やっぱり償還払いでやると申請を出してという、そういう手続がございまして、そういう手続が要らなくなりますと、現実問題として子供の方では申請でいうと約2割から3割、約3割の増加が出て費用が要ることになります。

それと、子供の方が先行したのは全額ということが対象でありますけれども、障害者の方がおくれる理由といたしましては、これも支払いの国保連合会とか支払い基金とかを通じて町の方に請求が来ますので、それはもうレセプトと密接な関係をしてございまして、全額っていうことになるとレセプトの変更等が必要ないんですけれども、実際、中級以上の方は3分の2とか

そういうのがございますので、それが、システムの改修が医療機関も取りま  
とめの支払い基金と国保連合会等もあって、その費用がかなりかさむとい  
うことがちょっとデメリットとして、なかなか関係医療機関等そういうところ  
の賛同を得るのが、ちょっと今難しい状況だということになっております。  
メリットと申しましては、やはりその受給者の方たちが使いやすくなったり、  
いろんな手続等も簡素化が図れるということにあると思っております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
はい、ありがとうございます。

そこで、費用がかさむということでデメリットとしてはあるんですけど  
も、現在の医療費助成の支払いについてですけども、自立支援医療制度の  
医療内容や支給認定の実施主体っていうのは、どちらになりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
平田福祉課長。

福祉課長 (平田清史君)  
自立支援医療の実施主体っていうことですか。

議 長 (山口経正議員)  
そうだったら、もう一度、安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
精神障害者、育成医療、また身体更生医療の方のそれぞれ分野での支給認  
定実施主体。

議 長 (山口経正議員)  
平田福祉課長。

福祉課長 (平田清史君)  
自立支援の今の申しますと認定は町の方で行っております。それで実施は、  
その利用者のサービスが受けられる施設等から町の方に請求が来ております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
私の認識では、精神障害者の方と育成医療の方は県が主体となって、その  
支給医療費支援事業の方は行ってると思うんですけど、更生医療の方だけが  
町が行ってるのではないですか。

議 長 (山口経正議員)  
平田福祉課長。

福祉課長 (平田清史君)  
大変申しわけありません。窓口としては町が一応仲介をしてからやって、  
県の方に精神とかはしてから、それでこちらの方が向こうの決定通知等をま  
た対象者の方に発送するという、そういうような流れでございます。安部議  
員のおっしゃるとおりです。どうも済みません。

議 長 (山口経正議員)

2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)  
 はい、ありがとうございます。  
 その現物給付という事態はどのような仕組みになっていくのか、ちょっとそこら辺のところを具体的にお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
 平田福祉課長。  
 福祉課長 (平田清史君)  
 仕組みと申しますと、償還払いというものは、一たん対象者の方が病院にお金を支払いをして、その領収書をつけて町に申請を出していただいて、それに基づいて、こちらの方で支払いをするということになります。

議 長 現物給付というのは、病院の窓口で1回の診療で800円を除いた、手続1回の診療分の800円をお払いしていただければ、あとは払わなくていいと。一たん立てかえてもらったのを、こちらで払うのを立てかえることが必要ないというようなことでございます。

2 番 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 (安部 都議員)  
 その現物給付というのは受給者証か何かを提示して、医療機関にその一定額の上限の800円なら800円を支払って、その後は患者側はそのままそれでいいと、そして医療機関との、あと役場とのやりとりという形になるんですね。

議 長 (山口経正議員)  
 平田福祉課長。  
 福祉課長 (平田清史君)  
 そうでございます。医療機関から各保険を取りまとめるところがありますから、国保なら国保連合会、社会保険ならその支払い基金等が取りまとめて、それから町の方に来てからお支払いをするということになります。そこを通じて医療機関の方になります。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 2 番 (安部 都議員)  
 メリットとして現物給付になったら、大変大きな効果で患者側の負担も軽減できますし、効率化も期待できると思いますので、役場の窓口も負担軽減になると思いますので、非常に助かると思います。

議 長 そして現物支給の支給方法対象額などなんですが、例えば身障と、窓口でお聞きしましたが、1級、2級ですね、そしてあわせて667名いらっしゃいます。そして知的障害が、重度障害者がAクラスからA1、A2で130人いらっしゃいます。あわせて大体797名が対象となるのではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺のところはどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長 平田福祉課長。  
(平田清史君)

身体障害者の1級、2級の方で平成23年度で約670名ほどいまして、中級の3級の方で300名ほど、それと療育手帳のA1、A2で130名ほどいらっしゃいます。それと精神の方で手帳を持っていらっしゃる方が1、2、3級を合わせまして127名ということになっております。

議長 (山口経正議員)

2番 安部議員。  
(安部 都議員)

はい、ありがとうございます。

そしたら、3級も精神も合わせて1,200名ぐらいに大体なるということですかね。

議長 (山口経正議員)

福祉課長 平田課長。  
(平田清史君)

はい、そうでございます。

議長 (山口経正議員)

2番 安部議員。  
(安部 都議員)

そしたら、その方法、対象額とか、この所得制限とかのそういった決定権というのは県が主体となっていくのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長 平田課長。  
(平田清史君)

これも県の補助の制度ですから、その制度を定めてあるのは県が定めております。長与町はそれに基づいてやっております。

議長 (山口経正議員)

2番 安部議員。  
(安部 都議員)

現在、現物給付を全国29都道府県が実施されています。北海道、秋田県、愛知県初め九州では現在、福岡県とか熊本県が全域で実施されております。そして、ことし10月から栃木県の日光市では、医療機関の窓口で一部負担も患者が全く支払うことがない受診で現物給付に切りかえております。そして1級、2級の障害の方たちへ手帳を合わせて対象者が1,767人で、昨年度の償還払いで市の福祉の負担金が1億4,500万円となっていて、現物給付にかえることで2億円の予算となるそうなんですけれども、このような形では、全国的に倣って一部の負担金を窓口で支払うことなくということでは本町もできるのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長 平田課長。  
(平田清史君)

一部の負担金をなくすということは、本当にこの県の制度を今、部会の方で協議をしております、そういう中で今のところ、今度の26日か27日にあるんですけれども、そういう中で示されるとは思います。ただし、それがなくなるのかどうかは、まずちょっと行ってみないとわからないんですけれども、県がそのような方針を固めたら、ことし1月にも実は会議があったんですけれども、そういう中でも市町としましては、もう県のそういう制度ですから、それと全市町は足並みもそろえて、そのように持っていきたいと思います。ということで今お話をしていますので、それでその案が今度示されますので、その中でそういうふうになってましたら、そのようにはなりますけれども、一部負担が取り除かれてなかったら、やっぱり県の制度のもとで事業を実施していきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

今後、県との話し合いによって段階的に実施されていくということですので、これから注視していきたいと思っておりますけれども、償還払い方式から現物給付になったときに町の負担増というのは、どのくらい想定されていますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

子供の分がことしから先行してやったんですけれども、そのときに約3割の増ということで、この前の部会の中でもそれくらいは出てくるんじゃないかなということで考えておりますけれども、今回、あと現物給付以外でも75歳以上の中程度の方を入れるとか、精神の方の通院分も入れるとか、そういう拡大とかですね。それと、あと県から町に事務費が来てたんですけれども、県の方も九州各県を調査をいたしまして事務費を出してるのが長崎県だけです。それは今度、市町に負担をお願いしたいということ、いろんなことをまとめたシミュレーション的な数字は出てはいるんですけれども、個々の、あるいはその中で検討してる部分はまだちょっと出てないのが実情でございます。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

3割増になるということ、大体ということですが、今後この現物給付については本当に制度ができてくれば、これからまた障害者にとってよりよい、利用がしやすいような形になっていくと思っておりますので、見守っていききたいと思います。

それでは、次の2番の障害者総合支援法（仮称）についてお聞きいたします。

現在の制度は新制度のつなぎ法案ですが、障害者の谷間をなくすた

めという目的で制定されて、今国会に提出をされれば、新制度が段階的に計画に実施されるというふうに今から思っておりますけれども、町長の答弁では内容的なものは何もなかったと思っておりますけれども、厚生労働省が今、ワーキングチームというものをつくって、障害者支援法に当たって今、制定を準備されておりますけれども、法律の概要といたしまして大体6つの項目が厚生労働省の方から、そのチーム部会の検討をして上がっておりますけれども、その点について、この新制度についてちょっと具体的なお話をいただければと思います。

議長 (山口経正議員)  
平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

新制度の概要は、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、議案の提案が国会の方におくられてまして、その事前ということで都道府県の課長の集めまして、その会議の中でいろいろ説明があったようでございますけれども、県の方からはまだ町の方にはそれが来てませんけれども、この資料というのは、検討されている説明事項としては50項目ぐらいの資料を逆にネットの方で調べてあったんですけれども、基本的にはこの支援法の考え方としたら、まず障害者の福祉サービスを一元化ということが大きく重要な考え方として5つ上げられております。

今の障害者の福祉サービスを一元化、2として障害者がもっと働ける社会に、3として地域の限られた社会資源を活用できるように規制の緩和、それとあと公平なサービス利用のための手続や基準の透明化、明確化、5の増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化、この大きく5つのポイントで論議をされてまして、あとは国、厚生労働省の所管でもこのことに関しては7つの課がかかわっておりまして、その課ごとにおのこのテーマで今度の改革についてまとめていったということをお伺いしております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)

現在、制定されている自立支援法は大変、障害者にとって不都合で不条理なものでして、利用者は今まで本当に支援利用も削減したり、生きることをあきらめて悲しい事件なども起きたりしてます。そして現在、自立支援法の廃止を求めて提訴されている方もいらっしゃいますけれども、現在の自立支援法の負担金というものは応益負担で1割負担となっていますよね。それで障害者が状態が重ければ重いほど、お金がかかってしまうという制度になっています。その点、どう思われますか。

議長 (山口経正議員)  
平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

制度の詳しい情報はまだこちらの方には届いておりませんが、今の

重大、5つの大きなコンセプトの中で負担ということも出ているんですけども、そこで先ほど所得に応じた公平な負担とかいいましたけれども、その中で障害者が福祉サービスを利用した場合に食費等の実費負担や利用したサービスの量や所得に応じた公平な利用者負担を考えるとということで、具体的に数字的なものはちょっと私どもでもまだ持ち合わせておりません。その負担という面ではそういうことなんですけども、それと負担という面でいうと、今までは法で国が保障する仕組みっていうことでつくられていたんですけども、今回の場合は国が保障のじゃなくて国が義務的に負担するというような大きな変化もあっております。以上です。

議長 長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

所得に応じた利用者負担となるということで、国が義務的にされるということですけども、そしたら応益負担から自主的に応能負担に変わるということで理解してよろしいのでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)

平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

大変申しわけありませんが、そこら辺までの具体的なものはまだ書類等も来ておりませんので、それが本当に国会を通りまして、今回の各都道府県の課長会議には事前説明ということであって、それが本当に通った場合や、また本当の事前説明じゃなくて説明があって、そして、その後に県から町の方に説明会があると思いますので、そういった時点で、そこまでの細かいことになると、はっきりすると思いますので、今はそれはちょっとお答えできません。

議長 長 (山口経正議員)

田村生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田村俊一君)

2013年の8月をめぐりして障害者自立支援法を変えるというふうなことは、もうあっております。それから厚生労働省の方の今、議員おっしゃいました作業部会の方での検討もなされました。今、私どもの方としては、先ほどから課長が申し上げますとおり、ニュース等の中での知識しか今のところございませんけれども、厚労省の案について、障害者各団体において作業部会の内容がなかなか反映されていないのではないかとということでの論議が起こっているということも承知をしております。

ですから今後、その厚労省の方で今、案を出されているものがどういうふうに変っていくのか、変わっていかないのか、そういったことも含めて私どもとしては注視していかなくちゃいけない。一部負担、それから当初はサービスの無料とか、いろいろなことが行われておりましたけど、後退していると。いろいろ論議はあるようです。ですけども、まだ何もその具体的なものが私どもの手元にありませんので、今のところは厚生労働省の案、それ

議 長 　　（山口経正議員）  
           安部議員。  
 2 番 　　（安部 都議員）  
           はい、わかりました。  
           それでは、障害者福祉費についてですけれども、平成 22 年度の決算では約 3 億 6,200 万円、決算としてありました。現在、23 年度末で途中経過ではありますけれども、おおよそどのくらい決算として見込みをされていますでしょうか。

議 長 　　（山口経正議員）  
           平田課長。  
 福祉課長 （平田清史君）  
           申しわけありません。今ちょっと頭になくて資料も持ってきておりませんので、後ほど御連絡したいと思います。

議 長 　　（山口経正議員）  
           安部議員。  
 2 番 　　（安部 都議員）  
           それでは、後ほどお聞かせ願いたいと思います。  
           そしたら、この新制度に移行するに当たって、じゃあ、何%増になるかということも全く予想っていうか、見込んでないということにですかね。理解してよろしいですか。

議 長 　　（山口経正議員）  
           平田課長。  
 福祉課長 （平田清史君）  
           先ほど申しましたつなぎ法案があった分では平成 24 年度にするのがございまして、その分は今年度当初予算の方に計上させていただいて今度、御審議願うと思ってるんですけれども、障害者自立支援法で申しますと、本当にそこまでの具体的なものが出ておりませんので、数字を推計にするしても、なかなかそういうことにはまだなっていませんので、今国会で提案を出して可決されたそれに基づいて、その後いろんな形でお願いをするとは思いますが。

議 長 　　（山口経正議員）  
           安部議員。  
 2 番 　　（安部 都議員）  
           細かいことがいろいろとまだ決定されてないということですがけれども、相談支援の充実っていう観点から、ちょっと本町にも長与町の地域自立支援協議会っていうものが設置されると思うんですけれども、これはまだメンバーとしてどのような形になるのかというようなことも全く、どこに設置して、どのような形で決定されるのかというようなことはどうでしょうか。

議 長 　　（山口経正議員）  
           平田課長。

福祉課長 (平田清史君)  
 今の件につきましては今回、議案でお願いをしておりますので、今ここで御説明すると議案提案前なので、そのときに御説明させていただきたいと思  
 います。

議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番 (安部 都議員)  
 それでは、付議案のときにいろいろと説明をしていただきたいと思います。  
 それでは、先ほど障害者が働きやすい環境をつくっていくということであ  
 りましたけれども、障害者の雇用問題についてちょっとお聞きいたしたいと  
 思います。現在、障害者の雇用が社会的に確立されていないことが現状で問  
 題となっております。そして障害者となったというのは身体、知的、精神とい  
 う3障害が含まれますけれども、今回は精神障害者についての視点を向けた  
 いと思っております。  
 障害者の雇用率というのは現在何%ぐらい義務づけられていますでしょ  
 うか。

議長 (山口経正議員)  
 平田課長。

福祉課長 (平田清史君)  
 これにつきましては、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、厚生  
 労働省の事業として長崎地区として長崎、時津、長与、西海で一つの障害者  
 就業・生活支援センターながさきということで、その事業を実施しておりま  
 す。

議長 (山口経正議員)  
 田村生活福祉部長。

生活福祉  
 部 長 (田村俊一君)  
 法定雇用率のお話だと思いますので、このことでお話しします。民間が1.  
 8%、国・地方公共団体が2.1%、それから都道府県の教育委員会等が2.  
 0%というふうなことが法定雇用率、これは身体、知的ということになって  
 おりますけれども、精神の場合にも雇用した場合にはその雇用率に採用する  
 ということになっております。

議長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2番 (安部 都議員)  
 法定雇用率ですね、済みません。義務づけられている民間の事業主では1.  
 8%ということですが、何人以上の民間が対象となりますでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
 田村生活福祉部長。

生活福祉  
 部 長 (田村俊一君)  
 今、出されておりますのは、56人以上ということで出されているよう  
 です。今、平成21年の統計を見ますと、56人以上の場合の統計数字が出て

おりました。その中で法定雇用率の達成企業が45.5%であったと、前年よりは少し伸びているというふうな、民間企業の場合ですね。公的機関の場合には97.4%ぐらいまで行っておりますけど、まだ民間企業の中での法定雇用率の達成率というのは低いものがある。そこで厚労省としては未達成の機関、事業所の公表というふうなことも視野に入れているということをお聞き及んでおります。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)  
公的機関では97%、民間では45.5%とまだまだ低い状態であると思うんですけども、本町の障害者の就労者は何人いらっしゃいますでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
田村生活福祉部長。

生活福祉部長 (田村俊一君)  
役場ということによろしいですか。はい、役場でありますと、役場は2.1%ということになりますけど4名ということで、端数切り捨てということで2.1%ちょうどという形になります。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)  
その4名というのは身体でしょうか、精神あるいは知的で。

議長 (山口経正議員)  
田村生活福祉部長。

生活福祉部長 (田村俊一君)  
身体です。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)  
その4名の身体の方が就労されてるということですが、なぜ精神とか知的の方たちは就労はできないということなんですか。どういったことで選ばれていらっしゃるのでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
田村生活福祉部長。

生活福祉部長 (田村俊一君)  
済みません。その採用については私ども、ちょっとわからない部分がありますけれども、応募される方ですね、受験を希望される方がそういう方が多かったということだろうというふうに推察します。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)

そのようにとらえて、私がハローワークの方にお聞きいたしました。長崎県内の障害者の雇用状況なんですけれども、長崎市、長与、時津の管内において企業数が326社のうち、178社が障害者を雇っています。それで身体が727人、知的が156人、精神がたったの26人なんです。そして長崎県内でも2.04%の就労率で757企業のうち、障害者が2,349人の方が働いてまして、身体が1,624人、知的が667人、精神がたったの57人なんです。このことで、かなり精神障害者の方の就労がほとんどもう皆無に近い状態であると思うんですけれども、やはりこの数字を見てわかるように精神障害者というのは何もできないんじゃないかという固定観念や社会の理解というものが非常に不足された状態じゃないかなというふうに思ってるんですね。その点、やはりどのように思われますでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

田村生活福祉部長。

生活福祉  
部 長

(田村俊一君)

私ども今、障害者計画、障害者福祉計画の策定をいたしております。その前段でアンケート調査をしております。精神の方にもアンケートのお願いをして、その回答をまとめて読んでおります。その中で一番心配されているのが生活面、それから給与ということになります。働く意思があるという方、ただし、その雇用の側としては短時間であったりとか、継続して丸1日、それからずっと続けて1カ月とか、そういうふうなことがなかなか難しいということで、そこに上司の方、会社の雇用主、それから同僚、そういったものの理解というふうなものが十分なされていないと、該当する方自体が今度、非常にまた困った状況になってくる。

そういうことで、すべての、私どもとしては差別と偏見をなくすという意味合いでそういったことを、この障害者計画、障害者福祉計画の中で訴えていって、そういうふうな3障害の方々、身体の方は結構雇用がある。知的の方も就労支援であるとか、そういったことでの部分があると。ただ精神についてはなかなか浸透していかないということを私どもとしては、この計画において明らかにして今後、これについての改善、啓蒙、これをしていかなきゃいけないということで計画の策定をいたしております。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

今、部長が言われましたように私も全く同感でして、もう本当に社会の理解と職場、そして事業主の理解ですね、そして職場の環境改善ですね、そういったものがやはり重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そして先日、精神疾患をお持ちの団体の講演を聞きに行ってきました。そして、やはり大人になってから心の病を抱えた方たちもたくさんいらっしゃいまして、いろいろうつ病とかパニック障害ですね。その他いろいろありまして、お持ちでいらっしゃいまして、しかし皆さん、やはりそれぞれ資格を持ってやる気もある、そして技術も持っている。しかし、健康な方と同じ

ように長い時間、働くこともできないという理由で、やはり職場がないということなんですね、働く場所が。だから、もっと社会の事業主のやはり理解とか職場環境の改善がされないと困るんですよということをおっしゃってました。私も本当に実感いたします。

それで、そこで職場での地域生活支援事業の中で障害者を支えるために、就労をするためにピアサポートとか、例えばIPSサポートというのがございます。そこで、このIPSサポートというのはインディビジュアル・プレースメント・アンド・サポートというもので、本人の長所や興味に応じて職探しに対して継続的なサポートを超職種チームで行う新しい就労支援のモデルのことを指します。先日、その東京のモデル地区として東京の多摩市の桜ヶ丘記念病院の精神科医の先生でしたけれども、ここの病院でその精神の方たち、心に病を持った方たちがその先生、医師のものと、仲介役として先生がいろんなところに就労をさせていってるんですね。就労をすることによって、その精神障害者の方たちも非常に病気がどんどん治っていくという状況に、IPSサポートという非常にいい取り組みをされている方たちがいらっしゃるんですね。

それでこういったピア、多分、厚生労働省の中でも今度の精神障害者に対する就労支援に対してピアサポートということの定義づけをされていると思います。それでピアサポートやIPSサポート、また就労支援ワーカー、またジョブコーチという、そういった患者と職場自体とのネットワーク、パイプ役というものを果たす方たちが二、三人、そういった職場ではこういう感じですよと、いろんなアドバイスをして、そしてまた助ける。そしてまた就労をするためには例えば医療関係とか、そういった社会福祉協議会ですか、町においては、また就労やほほえみの家なんかですね。そういったところに、やはりこういったピアサポートやIPSサポートなどを確保いたしまして、就労支援の育成や受け皿の確保の取り組みなどを行ったらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

今、新しく法が変わって、それができるのじゃなくて、今現在も障害者就業・生活支援センターながさきで、その配置を申しますと、就労支援ワーカー2名、生活支援ワーカー2名、それに先ほどおっしゃられるジョブコーチ1名、それと職場開拓員2名ということで今、活動をしていただいております。

それで先ほど言われましたIPSワーカーですかね、その分は今こういう名称にはないんですけれども、そしたら今度、新しく法になって、それが加わられてくるんじゃないかと思っておりますけれども、今、長崎地区でその今のが全部で8名の体制で、そういう長与、時津と長崎地区で就労が可能な場所の企業さんとかに当たっていただいております。それで実際問題として、うちのほほえみの家とか、いろんな社会福祉協議会でそういうことをするの

も制度的には可能かとは思いますが、福祉課の障害の職員でも今、申しわけありませんけども、そこまでの人数はおりませんので、やっぱりせつかく国の方の事業としてこういう形をつくっていただいていますので、その強化を図るということで、この協議会の中には私どもも入って意見も言われますので、そこは今から国の方にもお願いしていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

長崎地区で長崎市、長与、時津の所管として就労支援のネットワークを組んでるということで、これは茂里町のハートセンターのことということでしょうかね。

議 長 (山口経正議員)

平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

これはハートセンターじゃなくて、ハローワークといいますと、昔は職業安定所で一般の方が利用される職業に対してのあれですけども、今ハローワークといまして、そこの中に障害者部門ができたということで御理解いただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

理解いたしました。

そうですね。やはり長与町、本町でも割とこの障害者の方たちも就労がしやすいような形で今後取り組む必要があるんじゃないかと思っておりますけども、本町では大企業がなくて、やはり中小企業や家内企業は多い町として、実情的に障害者雇用というのは非常に難しいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)

平田課長。

福祉課長 (平田清史君)

確かにおっしゃるように小企業、中小企業が多いもんですから、もうそこまでの理解を得るのは、ここのセンターながさきの方でもしてもらっていただいているんですけども、なかなかおっしゃられるように、これは社会全体の底上げということが一番必要なところだと思いますので、そこら辺はこちらも地道にそういうことは啓蒙活動、できれば就労の支援とかですね。今ここでやっているのでも就職だけのあっせんじゃなくて、それまでの就職に至るまでの技術をする支援とか、就職になった場合、行ってから本人のその後のフォローアップはできてまして、本人のフォローもしますし、新しく雇われた企業の方たちもまた戸惑いがありますので、企業者の方にも中にその後も入って行って、やっているっていうようなことを今ここでしていただいております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
田村生活福祉部長。

生活福祉  
部 長 (田村俊一君)  
議員が質問でおっしゃいましたとおり、環境は少しずつ改善をされているというふうに私も思います。長与町内で見ますと幾つかの事業所で、精神ではない部分がありますけれども、障害者を率先して雇用をいただいている企業もごございます。それに私どものほほえみの家でのパソコンを使ったもの、それから環境部局の方はごみ袋をそこで製袋をすることを、そこに発注をしております。それで福祉課だけが障害者のことをやるわけではなく、生活福祉部としては環境部門もこれに協力をして、障害者の少しでも自立に役立てるようという事で町のごみ袋をそこに出していると、そういったことで社会全体の中で、私も何かのときに皆さん方をお願いしましたけど、名刺はぜひあそこで作ってくださいというふうなこともお願いしました。そういうふうなことも含めて私どもができる範囲のことで、そういうふうな支援を続けていく必要があると思っております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
ほほえみの家でも、そういったいろんな障害者の方たちがお仕事をしているということは理解しておりますけれども、やはりそういったサポートする方たちが、どうしてもこの3障害をともにそこで就労するというのは非常にケア的にも難しいという状況だと思うんですね。それで、やはりこういったところに、こういったピアサポートとか置かれたら、よりよくまた障害者にとっても充実して職場環境もよりよく働けると思います。そしてノーマライゼーションの理念に基づいて障害者の偏見や差別をなくして、やはり理解を深めるためにも社会のアプローチとして大切で、やはり普及啓発になると思うんですね。今年度、25年度からいろいろ施行が26年度、今からされていくと思いますけれども、障害者の心、個人の必要に応じた、ニーズに合わせた支給決定というものが、これから社会環境も変わっていくことを望みたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
これで質問を終わらせていただきます。

議 長 (山口経正議員)  
場内の時計で15時40分まで休憩します。  
(休憩15時21分～15時40分)

議 長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。  
通告順9、饗庭敦子議員の①長与町の産業振興について、②地域情報化の推進についての質問を同時に許します。

1 番 (饗庭敦子議員)  
皆さん、こんにちは。議席番号1番の饗庭敦子です。本日最後の一般質問

になりますけれども、皆様お疲れのことと思いますけれども、疲れたときこそ笑顔でっていうことで、笑顔になれない方は海とっていただければ笑顔になれるかと思えます。では、よろしくお願ひします。

まず初めに、長与町の産業振興について。

本町における商業の状況は平成19年商業統計調査によりますと、商店数325店舗、従業員数2,197人、年間販売額471億円になっております。この値は平成16年の調査時と比べ商店数が15%減、従業員数が7%減、年間販売額は4%減となっております。町内の商業が縮小している現状が如実に示されております。ことし平成24年にも調査が行われるということなんですけれども、行われますと、また減少しているのではないかと予想されます。

町の商店街はシャッター通り化が一層進んでおり、既に中央商店街の市場はわずかに数軒のお店しか存続してない状況にあります。また、町の主要産物でありますミカンの生産についても年々減少傾向にあると聞いております。このような町の商業、産業の疲弊状態の中で町の産業に活力を与え、一層の住民サービス向上を図る施策について、また、情報発信の強化も含めて町は今こそ、この問題に積極的に取り組まなければならないのではないかと思います。そこで以下のような質問をいたします。

1、現在の町の産業についてどのようにとらえてられるか、お尋ねをいたします。

2、町の産業活性化についてどのような計画を持っているか、お伺ひいたします。

3、町の特産物のPRについてはどのような方法で実施をしているのか、また、そのPR効果はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

フェイスブックを活用しての特産物PRは考えられないか、お伺ひいたします。

次に、地域情報化の推進について。

長与町第8次総合計画の中でも取り上げてありますが、今やだれもがインターネットを介して世界じゅうの情報を入手し、また、世界に向けて情報発信することができる環境にあります。その中で市町村が管理する住民基本台帳や税務などに関する住民情報を遠隔地にある民間のデータセンターに預ける自治体クラウドと呼ばれる取り組みが現在、加速しております。そこで以下の質問をいたします。

住民の利便性向上、行政の簡素化、効率化、子育て支援や高齢者福祉等地域課題の解決という3つの観点から、この情報発信について積極的な取り組みを行うということですが、現在どのような状況か、お伺ひいたします。

2、今後の計画についてお伺ひします。

3、民間クラウドの取り組みとして実施されている北海道の栗山町の住民健診カルテについて、どのようにとらえているかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

町 長

葉山町長。  
(葉山友昭君)

饗庭議員の質問に回答いたします。長与町の産業振興と地域情報化の推進についての御指摘ありますが、それぞれ細目をいただいておりますので、細目ごとに回答をいたします。

1点目の長与町の産業振興についてであります。まず、農業などの第1次産業については、価格の低迷や生産資材の高騰化、輸入農産物の増大等により厳しい経営状況を強いられているとともに、農業従事者の平均年齢が約66歳と高齢化が進み、後継者や新規就農者も少ない状況でございます。

次に、事業の状況についてであります。町内における民営の事業所は合計1,178事業所、従業者数は合計9,563人となっております。県下の比較では総じて1事業所当たり従業者数が少ない小規模な事業所が多くなっております。特に卸売業、小売業や建設業など、長引く景気低迷や従業者の高齢化等により事業者数、従業者数、売上高とともに減少傾向にあることは御指摘のとおりでございます。なお、これらの状況につきましては県下の他市町においても同様の傾向であります。このような中にあっても、経営のスリム化などの自己努力により利益を確保している事業所も見られるところでございます。

2点目の町の産業活性化に係る計画についてであります。まず農業関係では、本町の基幹作物のミカンが生産経費の上昇や若年層の果実離れなどにより販売価格は伸び悩んでおり、ミカン経営を取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような状況を改善するために、5年、10年先を見据えた基盤整備や園内道の整備、また、優良品種更新や改植等の事業を今後も積極的に進めていくこととしております。具体的には、各種補助事業により品質向上のためのシートマルチ栽培の推進、ミカンにプラスした野菜等の導入による複合経営や都市型農業の推進、直売所への農産物の安定供給を目指した地産地消の推進を図ってまいります。

次に商業等については、商工会と一体となって事業所育成や町内消費の拡大を図っていくことといたしており、引き続き商工会育成や商品券発行事業、小規模企業振興資金などの財政支援や中央商店街の活性化のための検討を進めてまいります。

なお、建設業につきましては、町発注の公共事業におきまして長与町建設工事等指名業者選定事務処理要領や小規模事業所登録制度により、町内業者への優先発注に努めているところであり、引き続き本制度の活用により地場産業の育成を図ってまいります。

以上のとおり、景気低迷の中ではございますが、総合計画に基づく各種事業を効果的に推進をしながら、町内産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の特産物のPR方法とその効果についてであります。本町の特産物であるミカンにつきましては、主な出荷先が東京、千葉県、埼玉県、石川県となっておりますので、JAがその地域でのケーブルテレビを活用したり、

市場や店頭での試食販売や生産者による対面販売等を実施して、PRに努めている状況でございます。

また、イチジクジャム等の加工品につきましては、町のホームページで紹介をしているほか、大村線沿線観光活性化協議会発行の観光情報誌「ぶらり」でも紹介をし、大村線の主要な駅に設置しております。さらにミカンとともに、県下全市町で取り組んでおります県産品「食べて、飲んで、贈って」キャンペーンや食KING王国のプレゼント商品として提供し、知名度のアップを図っておるところでございます。

また、観光PRとして、本町で作成しております観光ガイドにも特産品としての紹介をしており、昨年は岡山駅、広島駅、福山駅等で配布をしたり、地元の旅行会社への訪問等を実施したところでございます。そのPRの効果につきましては数値化することは困難でございますが、激しい産地間競争の中、本町のミカンが各市場で継続的に取引されていることは、これらPR活動の成果であるものと受けとめているわけでございます。

特産品のミカンについては、そういう状況でありますけれども、農協の合併がありまして長与のこのイメージっていうか、長与のブランドが全部消えてしまったっていう、そういう状況が一つありまして、先ほど申し上げた送るところは石川云々、東京近郊云々ということでもありますけれども、前は全部、長与という形でそのネーミングが入ってたわけです。今は、それは入っていないということでございまして、何か大きいことばかりが本当にいいことではないというふうに思っているわけです。というのは、ミカンにしてもずっと生産量も落ちてきてますけれども、そんなに食べないという、需要が少ないという、そういう状況もなって、非常にそういう点ではいかにPRをしていくかということになりますけれども、長与っていうそれはないということも何か非常にPRしづらいっていうか、そういうことにもなっておるんじゃないかというふうに今、危惧をしているわけでございます。

次に、4点目のフェイスブックを活用した特産物のPRであります。長与町では現在、情報発信の方法として広報紙、ホームページ等がございます。フェイスブックでの情報発信も一つの方法であり、特産物に限らず町のPRなど、有益な情報を発信することは可能であると考えております。発信方法や町民等の反応への対応など管理運営する上での課題があるようでございますが、住民サービスの向上に意義のあることと考えますので、十分研究、検討をさせていただきたいと考えております。

次に、地域情報化の推進についてでございます。

(1)でございますが、現在、町のホームページにおいて各種行政情報を積極的に発信するとともに、各種申請様式のダウンロード化やインターネット公売の実施、町内体育施設の利用にかかる仮予約申し込みや図書館における図書予約申し込みなどの受け付けなど、住民の利便性の向上に努めているところでございます。また、役場閉庁時における住民票及び印鑑証明書の自動交付機による発行や、上下水道料金のコンビニエンスストアでの収納事務を実施をしておるところでございます。さらに行政事務の簡素化、効率化を

図るため、各種行政事務コンピューター処理化の推進と、庁内ネットワーク化の充実により事務処理の迅速化を図っているところでございます。今後とも費用対効果を見きわめながら充実をした情報発信や効率的な事務処理を推進をし、住民の利便性の向上に努めてまいります。

2点目の今後の計画であります。自治体クラウドにつきましては現在、長崎県市町村行政振興協議会におきまして長崎県と県内市町による長崎県市町村電算システムの共同利用に関する研究会を立ち上げ、本県における自治体クラウドの活用について調査検討を行っているところでございます。

今、この振興協議会でいろいろ検討はしているわけではありますが、一つはソフトの開発等を共同開発ができないかということ、昨年もこの2カ所行ったわけですけれども、やっぱり非常に単価が安くて行政経費が何分の1かで済むという、そういう状況が京都、熊本、鹿児島、そこら付近の一つのラインを引いてやっております、長崎県もそういうことができないかということで今、協議はしておるわけですけれども、何せ初めのスタートが電算化をしていくスタートが各市町ともばらばらでございました。それぞれの各市町とももろもろの機種が入ってるということもあって、なかなか進まないわけです。長与町はその電算化については古い方ですけれども、非常に近々入れたところもあるということから今後どうしていくのかですね。経費的には共同化をしてやって方がはるかに何分の1で済むというデータはあるわけですけれども、なかなかこの足並みをそろえて、まだそこまでどういう形で進んでいくのか、今後の進行方向を見守っていくより手はないわけですけれども、今そういう意味での研究、検討はしているわけでございます。

次に3点目ですが、北海道の栗山町の電子化による住民カルテにおけるクラウドコンピューティングにつきましては、町のホームページや雑誌での知識しかございませんが、住民の各種検診に対する認識度の低さと受診率の低迷化を見直すために、北海道の地域づくり総合交付金、地域再生加速事業を利用して実施している地域再生プロジェクトの一環として取り組まれているようでございます。クラウドコンピューティングを利用してサービス会社のサーバーに保管することにより、サーバー管理の専門的な職員が不要となったばかりか、サーバー等の管理費用が大きく削減されたとも聞いているわけでございます。さらに栗山町では、地域の基幹病院である栗山赤十字病院を利用した住民の健康診査などの保管データを後日、役場や公民館で開かれる健康相談に利用できるようなシステムを今後、構築する計画だそうでございます。

本町におきましては、国民健康保険などの国保連合会を利用しているものについて、今年度より連合会のデータシステムが中央管理となったことから、特定健診や保健指導に係るデータ提供のシステムを構築することとなっておりますので、これについては一つのクラウド化と言っているのではないかと考えております。しかしながら、住民すべての電子カルテ化につきましては、西彼杵医師会ばかりでなく、住民が利用しているすべての医療機関が所属している医師会などの協力が無いことには、難しい状況ではないかと考えられ

ますので、全国の情報を収集をしながら、いろいろ先進事例を検証して慎重に対応してまいりと考えておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)  
 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思うんですけれども、町の産業で第1次産業、第2次産業、第3産業の中で商業のところちょっと御質問をさせていただきたいんですけれども、先ほども同僚議員から質問があったかと思うんですけれども、商工会との連携ってということで、昨日いただいた施政方針にも連携を進めていくというふうに記載されております。その中で先ほど駅コンとかも考えていきたいということなんですけれども、24年度の施政方針に書いてある中で、具体的に進めようと思っていらっしゃることをお聞かせください。

議長 (山口経正議員)  
 山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
 24年度の施策につきましての具体的な状況といいますのは、予算の御審議をお願いしてるところでございますので、その点も踏まえてということになろうかと思えますけれども、基本的には今までの商工会の全般的な運営の助成でありますとか、それから住民の皆さんにも喜んでいただいておりますプレミアム商品券の支援でございますとか、そのような形での基本的には継続的な事業を今、御審議をお願いするような準備をさせていただいておりますのでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)  
 今の中では継続的なものをしていくということで、新たな企画としては今後考えるということで理解してよろしいのでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
 山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
 新たな企画といいますのは、予算上の話はまたその都度、例えば必要であれば補正等のお願いもするわけでございますけれども、やはり今、何といたしまししょうか、今までの組合が、平成17年に商店街の組合がなくなったという一方、やはり商工会が主体となって今まで町のもと、いろんな形で意見交換をさせていただいたということでございます。したがって、それはずっと継続してっております。節目節目はございますけれども、そのような中でやはり既存の商店街というものを住民の御要望も多いたるところでございますので、ここをどう活性化していくかという議論は、先ほど竹中議員からの御質問もあったとおり、いろんなアイデアを出しながら皆様のまとまりの

といひましようか、それからリーダーといひましようか、そのあたりの育成といひましようか、それからリーダーといひましようか、そのあたりの育成といひましようか、ということも含めまして、継続して御協力させていただきたいといひましようか、というぐあいに思っております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

はい、了解しました。

では、その次に特産物であるミカンなんですけれども、先ほど町長の答弁にありましたように長与というブランドが消えたということで非常に長与の特産物、長与ミカンとして、特産物として扱っていたと思うんですけれども、そのブランド名が消えたということで、ブランド名に関してもう一度その長与というのをつけていくようにすることができるのか。また、ミカンがその特産物としてできなかった場合に、イチジクジャムとかもあるということなんですけれども、新しい特産物として何かお考えでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

葉山町長。

町 長

(葉山友昭君)

新しい特産物という指摘ですけれども、要は今、長崎西彼農協でやっておりますミカン、こういうものを生産者の立場に立てば、とにかく高い値段で取引をしてほしいということが一つあるわけで、これはもう絶対避けて通れんというもの。例えば今いろいろ生活改善グループの中でもそれぞれ、私もそういうボールを投げているわけです。とにかく長与の特産物を考えてほしいということで、生活改善のグループの皆さん方の方ではイチジクジャムとか、もろもろほかのジャムとか漬物類とか、いろいろ試行錯誤の中で研究はさせていただいておるようでございます。また、ミカンの場合は余り食べられないのでありますと申し上げたけれども、イチジクジャムあたりはつくりたいけれども、原料は足りないという、そういうお話もありまして、非常にここら付近をどうするかということをいろいろ考えて、これは今後の課題だといふふうに思っております。

あるいは長与では加工所でみそをつくっていただいておりますけれども、これはもうずっと私も前から言ってきたわけなんですけれども、イノシシに食べられるとか何とかという、そういう被害もあるんですけれども、よそから大豆は買ってこんでも、もう町が全部買い上げるというようなことで契約栽培をして、例えば今、団塊の世代ということでもいろいろた退職者が云々と、そういう話もあります。

そして休耕地も年々増加をしておるといひましようか、そういう状況もあるわけで、これはもうこのときに提案をさせていただきます当初予算の関係になりますけれども、当初予算の中にも少しそういう点も織り込ませていただいております。例えば長与はミカンがずっと資産でありましたので、休耕地になっても、そこはミカンの木が残って、すぐそういう野菜をつくられるとか何とかという、そういう状況ではない。そして今10アール当たり狭地直しを

いたしますと、10万円の補助をしておりますけれども、これを少しもっと柔軟に解釈をしまして10アール当たりの10万円はそうですけれども、少し事案の土地にしくなくても、そういう伐開、抜根をして、そしてそういう大豆でもつくられるような、何か野菜でもつくられるような状況になれば、その助成をしていっていいんじゃないかという、そういう形をお願いをしたいなというふうに思っております、ぜひ団塊の世代には何もなかったというふうなお話が多々ありますけれども、少しこのやる気を持っていただければ、そういう手だては町もこうしていきたいというふうに思います。

生活改善のそういうグループとも提携をしながら、つくっても売れるだろうかとか、つくっても引き取ってもらえるだろうかという心配は、やっぱりつくる前からある。それをやっぱり払拭をしてやらんと、なかなかうまくいかんだろうという、そういう思いもいたしております。

それともう一つは、国体を控えておまして、これはもう広報で議員も見えていただいておりますというふうに思いますけれども、いろいろもろもろの食材を利用して、こういうもの、こういうものっていうように一言ではちょっと言えませんけれども、つくっております、今、しかし、それを試食品でつくりまして、そんなら、これを専門的にやるよっていう、それはまだは決まっていなくていいわけです。そこら付近が出てくれば、ある程度定着をしていけるんじゃないのかという期待は持っているわけでありまして。

また、もう一つ、パン等についてもミカンの果汁を使ったパン等もつくっていただいております事業所もございますので、そういうものがもう少し定着をしていけばというふうに思っております、私どももぜひそこら付近については後ろからバックアップをしていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

町長、もう1点答弁をお願いします。

町長 (葉山友昭君)

どうも済みませんでした。ブランド名が消えたことを復活できるかということでもありますけれども、これはちょっと私がどうこう申し上げる形ではないんで、復活できればなという思いはございますけれども、これは農協さんがやっぺらとらっしゃるところで、私がああします、こうしますということにはなかなかならんというふうに思います。ただ、そういうブランド名が消えたということは本当、残念に私は思っております。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

長与のブランド名が消えたということは私も非常に残念だと思うんですけれども、農協さんとのこともあるんでしょうけれども、長与の特産物としてぜひ復活していただく方向に行っていただければなというふうに思います。

今の町長の話にもありましたけれども、2014年には長崎がんばらんば国体があると思うんですね。それに向けて今、特産物を考えていらっしゃるということなんですけれども、もうあと2年となっておりますので、具体的

にもうどのようなものになるかと。例えばミカンを使ったものになるのか、イチジクを使ったものになるのか、あると思うんですけども、そこを教えてくださいたいのと、町長のお話の中でも出たパン、メロンパンサンドとか、このコラボパンというのがながよの12月号に載ってるんですけども、これも期間限定ということなんですね。これを年間通じてできないのかって、私はちょっと食べれなかったんですけども、非常においしいというお話をいただいたので、これを国体に向けてお土産にするかとかいうお考えはないのか、お聞きします。

議 長 (山口経正議員)

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

特産品を使ったこれは3月号のこれに出て、つくってございまして……。えっ、まだつくってないですか。済みません。その中でいろいろこういう特産品を使ったレシピっていう形でつくってございまして、そういうものが国体までの間に町内にある商店あたりで、商店主あたりが乗かっていただければ、少し定着をしていくのかなというふうに思いますけれども、これは、ここの研究グループで長与町の食生活改善推進協議会等々の皆様方にいろいろ知恵を出し合っていてつくっているわけです。

先ほどの記念品でございますけれども、これはやっぱりちゃんとした記念品を、どこの国体の場合もそうでありますけれども、やっておりますんで、少し長与のイメージをとった、そういうものというふうに考えてございまして、今、国体事務局の方でも、これはそれになるかどうかは別ですけども、私は今この「ミックン」をね、「ミックン」ということで非常に宣伝もしておりますので、「ミックン」の形をした貯金箱っていうか、それを15センチやったかな、をやればどうかと、これは一つの案なんで、まだそれに決まったわけではないんです。これは波佐見の何ちゅうか、焼き物屋さんの方に、陶器店の方をお願いをして大体手ごろな値段でできるようでありますので、これも一つの案だなというふうに思っております。食べ物は、記念品としてはどうもなじまないというふうに思っております。

44年の国体をやりましたときは人形さんをつくっていただいて、姉さんかぶりのお姉さんがかごをからってミカンを取ってる、そういうあれ、あの格好ですか、みかん音頭をテーマにしてつくっていただいて、それを記念品にやりました。だから、何か町のイメージをやっぱり記念品としてやるからにはやった方がいいというふうに思いますし、この前、平成15年にインターハイがありましたときに、その前の年に私もどういう形でするのかっていくことを、ちょうど茨城県でありましたけれども、そのとき、うちも国体の会場にソフトボールの会場っていうことでありましたんで行きましたら、やっぱりそれぞれその町、その町でこの記念品をつくっていただいております。それで、やっぱりせっかく長与に来ていただくんだから、そういうイメージキャラクターみたいな、そういう感じで記念品としてやればどうかというふうに思っております。

先ほど申し上げた「ミックン」のそれを決めてるわけではないんで、誤解がないようにお願いしたいと思います。もっといいものがあれば、御提案をいただければというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

御丁寧な答弁ありがとうございました。私もその「ミックン」を使ったものを何か考えていただければと思ってたので、町長が今考えられたものか、またよりよいものができればいいかなと思います。この国体が非常に長与町をPRするには、すごくいいときだと思うんですね。だから、この国体を利用してというわけじゃないんですけども、この国体のときに特産物や生産品としてPRして、ぜひ各地にPR効果が出ると思っております。

その次に、このPRの中で私、フェイスブックを活用しての考えられないかということで御質問したところ、今後考えていきたいということなんですけれども、もう現在、既に武雄市でフェイスブックの中で特産物を売るサイトっていうか、それをしておりまして、売り上げが月に40万から50万で年商10億を目指すという形で出ております。これをもとにフェイスブックというのは今、個人ではかなりされてて、10人に1人はしていますという現状の中で始めるのに費用はかからないと思うんですけども、セキュリティの問題とかあると思うんですが、どんな形で進めていこうと思われてるのでしょうか、お尋ねします。

議長 (山口経正議員)

松添政策推進室長。

政策推進室長 (松添高明君)

フェイスブックの件につきましては、今、議員さんおっしゃるとおり、もう全世界でっていいですかね、交流サイトっていうことで、まずは個人個人というような交流サイトというんでございますが、先ほど言われましたように武雄市とか自治体で取り入れて、それで情報発信をしてる自治体も徐々にふえてきているということのようでございます。その中で特産物とかいうふうなものサイトも設けてあると、その中で売り上げを云々とおっしゃいましたけども、それによってフェイスブックを開設したことによって、それが売り上げが上がったということなんですかね。

当然フェイスブックそのものはまだ私どもも取り入れてはいないんですが、一つの情報手段としては今ホームページの中で特産品、町にかかわりのある特産品につきましては情報の紹介を、特産品の紹介をしてるわけですね。それによって見ていただいた方がお店の方に今の段階では電話なりして注文をされるとかいう形になってる今、状態ですね。それが、武雄市あたりがどういう形で販売というのをされてるのかっていうのを、そういったところもよくよく研究して、私どもも十分そういったものは検討していきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

		饗庭議員。
1 番		(饗庭敦子議員)
		そうですね、武雄市ではそのフェイスブックを利用して、フェイスブックでネット販売という形で、自治体でのネット販売は初めてですので、ふだんのネット販売は1個につき幾らという手数料がかかるんですけども、自治体がするということで手数料無料にして特産品を売るお店に提供するという形なんですね。だから、長与町でも主体として取り組むと、生産者、特産品を生産してる方が直接そこで売れるとか、そういうことができるのではないかと考えております。
		今おっしゃったようにホームページには特産物は確かに掲載されてるんですけども、なかなかちょっとわかりにくいというか、あんまりアクセスしにくいのかなっていうふうにちょっと感じておりますけれども、長与町のホームページのアクセス件数としては大体どれくらいありますでしょうか。
議 長		(山口経正議員)
		松添政策推進室長。
政策推進室 長		(松添高明君)
		平均でよろしいでしょうかね。
		(「はい」の声あり)
政策推進室 長		(松添高明君)
		いいですね。今年度、一応、今1月までの分をちょっと手元にございますので、月平均が1万3,943件と、昨年が月平均で1万3,009件と、若干ふえてきております。そういう状況でございます。
議 長		(山口経正議員)
		饗庭議員。
1 番		(饗庭敦子議員)
		はい、ありがとうございます。若干ふえてるということなんですが、武雄市ではそのホームページをフェイスブックにかえたら、5万件だったのが33万になったという66倍に激増したっていうことなので、そういうことも踏まえて長与町でもぜひこの新しい取り組みにチャレンジいただければというふうに思います。
		次に、地域情報化推進についてお尋ねします。
		この中で自治体クラウドっていうのが総務省で21年度から取り組まれておりまして、昨年度現在で1割の177自治体に取り組んでおります。長与町でも検討しますっていうことなんですけれども、3月6日の新聞によりますと、県がしてる自治体クラウドっていうのに長崎県の中では大村、島原、波佐見、新上五島町というところが参加してるんですけども、この県の方は電子申請、施設予約とかありますけれども、こういうところから参加してていくっていうお考えはありますでしょうか。
議 長		(山口経正議員)
		中村情報管理課長。
情報管理		(中村文彦君)

課 長 済みません、今おっしゃった県のクラウドサービスですけど、おっしゃったように体育施設の予約とか講座の申し込みとかございます。それで昨年も、平成22年度には無料による県の方からやってみないかというのがございまして、そのとき各担当課に投げかけてはいたんですけど、ちょっと手が挙がらなかったということで、今後も講座の申し込みとか健診の申し込みとか、こちらでちょっと考えられるようなことも含めて再度検討してまいりたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね、この電子化することによって住民への利便性も上がると思いますし、コスト削減にもつながっていくと思うんですね。なので、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。その自治体クラウドの加速化っていうのは今回、震災がっておりますので、それによって全国でも加速化しておりますっていうことなので、ぜひ長与町も最先端というわけではないですけども、ほかのどこよりも早く取り組まれたらいいかなというふうに思います。

次に、クラウドの民間利用ということで北海道の栗山町の住民カルテについて、ネットとかで調べていただいたということなんですけれども、長与でも今度、国保連のデータでクラウド的なことをされるということなんですけど、この住民カルテというのはお一人お一人のデータを蓄積することによって、子育て支援とか介護予防とかにもつながると思うんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

田島健康保険課長。

健康保険 (田島弘明君)

課 長 確かに栗山町の住民カルテにつきましては、全国的に先進的なものだと思っております。私どもも健診データをコンピューターに、コンピューターっていうか、パソコンに登録して、それをどんどん利用していこうという計画は前あったんですけども、やはりそうになると、何ですかね、持ち運び等が制限されるんじゃないか。データの攪拌でもしどこかに置き忘れてきたとか、そういうのもちょっとあったもんですから、それはなくなつたんですけども、今でもデータ管理は庁舎内ではやっております。そういうものを利用して何とかできないか考えておりますけども、今、議員がおっしゃるように民間のデータベースに蓄積してっていう方法も考えられますけど、まだちょっと予算化が費用がまだまだかかるということでしたので、今後検討はしていきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

検討されるっていうことなので、検討をしていただきたいんですけども、

この栗山町というのが自治体主導による地域医療サービスの先進的なモデル地域として注目されてて、これによって医療費の抑制というところにもつながるかなというふうに思っております。もう一つ、経済産業省が出している地域見守り創出調査研究事業っていうのも同じくクラウドを使う事業なんですけれども、これは先日、私たちが視察に行った須坂町でまだ研究事業なので、調査のところだと思っておりますけれども、行われており、やはりこの須坂町というのは前回12月の議会的时候にも申し上げましたけれども、保健補導員さんというのを設置しております、この医療の面で進んでおまして、特定受診率が非常に高くて医療費が非常に低いという地域でありますので、その部分も考えて今後、長与町でも取り組んでいただければなというふうに思います。

住民健診カルテと関連して高齢者支援にもつながるのではないかなと思うんですけれども、長与でもいろんな取り組み、介護保険予防の取り組みをされてると思うんですが、今、ころばん体操とか体の面ではいろいろ取り組まれていると思うんですが、パソコンを使って脳を活性化するというか、そういう面で予防するというお考えはありますか。

議長 (山口経正議員)

藤井介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

確かに現在タブレットパソコン、タブレット端末とかいうことで簡単に持ち運びができるというパソコンが普及をしておりますけれども、まだまだ高うございまして、タブレット等を使いますと指先で動かしますので、確かに活性化にもなるし、その中身を動かす、覚えることで、また、より活性化にはなるというふうには理解はしておりますけれども、全員に、全員にというか、何歳から以上にタブレットを配るといようなことには、まだ予算の関係とかいろいろありますので、今の時点では考えにくいというふうに思いますけれども、確かにあれば、元気になるかなというふうには考えます。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

ありがとうございます。

予算の面があって、なかなか考えにくいということなんですけれども、新しい企画を立てる場合に予算にどこまで反映されるのかっていうことで、私はこう議会で質問をさせていただくんですけれども、なるべく予算に反映するような形でお願いしていきたいなというふうに思います。いろんな取り組みの中で今回、情報関係と長与町の特産物という形で新しいクラウドとか新しいフェイスブックというので、新しいシステムを使うことによって、いろんなところからネットワークっていうか、できていくと思うんですね。この今、行政は縦割りだと言われておりますけれども、この縦割りを横につなげるという意味からも、こういう利用できるものは使って行って、今後もぜひ長与町を前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)  
いろいろ御指摘をいただきましたけれども、それはこの長与町の活性化という視点からの御意見だというふうに思いますので、あれします、これしますということをごここで申し上げるわけにはいかんというふうに思います。と申しますのは、まだそれぞれの所管で今後研究、検討していきますという状況でございますので、先ほど予算の話もありましたけれども、まだ予算を云々という、そういう状況あるいは時期ではないというふうに私は判断をいたします。また、御指摘いただいたような、そういうことによって町が活性化をしていくという、そういうものであれば、これは決して急ぐものではないというふうに思いますので、しばらく時間をかしていただいて少し内部でも研究、検討をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)  
はい、ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)  
じゃ、これで質問を終わりたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
お疲れさまでした。

(散会 16時33分)